

# 令和6年度有料老人ホーム 事業者向け講習会

名古屋市健康福祉局介護保険課

## 連絡事項①

- この講習会では、「令和6年度有料老人ホーム事業者向け講習会」というタイトルの資料を使用いたします。資料がお手元にならない方は、NAGOYAかいごネットからダウンロード・印刷をお願いいたします。
- 講習会動画（YouTube）の概要欄に、NAGOYAかいごネットの資料掲載ページのURLを掲載しておりますので、ご活用ください。

## 連絡事項②

- 講習会動画を視聴後、施設ごとにWebアンケートのご回答をお願いいたします。アンケートの提出によって、講習会への参加を確認させていただきます。（同一法人の施設につきましては、施設ごとにご回答をお願いいたします。）
- アンケートページへは、
  - ①NAGOYAかいごネットの記事に記載されたURL
  - ②講習会動画（YouTube）の概要欄に記載されたURLのいずれかの方法で入っていただき、ご回答ください。

## 連絡事項③

- 講習会動画の配信期間は、令和7年1月29日（水）10時00分～令和7年2月28日（金）17時30分です。  
（Webアンケートの回答期間は、令和7年1月29日（水）～令和7年3月7日（金）です。）
- 必ず上記期間内での講習会動画のご視聴・Webアンケートのご回答をお願いいたします。

## 連絡事項④

- 講習会動画は、視聴者側からのコメント機能はございません。
- 講習会の内容等についてご質問がある場合は、各担当部署まで直接お問い合わせください。

# 開会のあいさつ

名古屋市役所健康福祉局介護保険課  
事業者指導担当課長

# 名古屋市有料老人ホーム設置運営 指導指針の一部改正について

名古屋市役所健康福祉局介護保険課居宅指導担当

# 内 容

I .令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直しについて

II .研修の実施回数等について



# I. 令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直しについて

- 業務継続計画の策定等（市指針8(5)）

- 医療機関等との連携（指針8(9)）

○入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。

○第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

※第二種協定指定医療機関：医療措置協定に基づき、発熱外来や自宅療養者等への医療を担当する医療機関として都道府県知事が指定した医療機関。愛知県HP「医療措置協定について」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansen-taisaku/kansensyokyotei.html>

# I .令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直しについて

- 医療機関等との連携（指針8(9)）

○協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

○入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

## Ⅱ.研修の実施回数について

- 業務継続計画の策定等（市指針8(5)イ）
  - 衛生管理等（市指針8(7)ウ）
  - 高齢者虐待防止（市指針9(5)エ）
  - 身体的拘束等の適正化（市指針9(8)ウ）
- ➡ 年2回以上実施。 新規採用時にも実施。

# 有料老人ホームの指導監督等

名古屋市役所健康福祉局介護保険課居宅指導担当

# 内 容

- I.立入検査における主な指摘事例について
- II.令和6年度から義務化された事項について
- III.高齢者虐待の防止について

# I. 立入検査における主な指摘事例について

- 立入検査…老人福祉法第29条の規定に基づき実施

- ※（サービス付き高齢者向け住宅であっても住宅型有料老人ホームに該当する場合は対象となります）

## ① 一般立入検査

施設の運営等全般について、定期的に立入検査を実施します。

## ② 特別立入検査

運営に不正の疑いがある場合や、老人福祉法、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針等に関する重大な違反の疑いがある場合などに実施します。

## 主な指摘事項①

(住宅型)

○常時介護に対応できる職員体制がとられていない

→24時間を通して有料老人ホームの職員が不在の時間帯がないよう、職員を配置してください。

→訪問介護等と兼務をする場合において、訪問介護等の業務に従事している時間は、有料老人ホームの職員が配置されている時間とはみなされないため、訪問介護等に従事する時間帯と区分した結果、有料老人ホームに従事する職員が不在となる時間帯が発生しないよう注意してください。

## 主な指摘事項②

(住宅型)

○入居者の実態に即した、介護サービスの安定的な提供に支障のない職員配置が確保できていない

→入居者数や提供するサービスの内容等に応じて、夜間の介護、緊急時等に対応できる数の職員を配置してください。訪問介護の業務に従事している時間は、有料老人ホームのサービス提供はできませんので、食事や入浴等、人員を多く要する時間帯の人員配置には留意してください。



## 主な指摘事項③

（住宅型）

○訪問介護等と兼務している職員について、兼務関係が明確になっていない。また、それぞれの業務に従事する時間帯が明確になっていない。

→職員が、訪問介護等の介護保険サービスと施設サービスのいずれに従事しているかを常に把握できるよう、勤務時間中に従事する業務が明確にされた勤務表等（ルート表）を作成して、適切な管理に努めてください。（資料P16から19参照）

## 主な指摘事項④

○医療・福祉関係の資格を有さない職員に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていない。

→介護に直接携わる職員のうち、**医療・福祉関係の資格を有さない者**について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じてください。

→新規採用の場合、**採用後1年を経過するまでに**研修を受講させてください。

※日常的に介護に直接携わっていない職員であっても、常時介護に対応できる職員として**24時間通して切れ目のない職員配置に含めている場合は、本措置が必要です。**

※令和6年度の研修案内は以下サイトを参照

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2016121200012/>

## 主な指摘事項⑤

○入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合に極度額を定めていない

→令和2年4月1日以降に締結した個人根保証契約について、極度額（上限額）の定めのない契約は無効となるため、極度額を設定してください。

→極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

→資料P97を参照してください。

## 主な指摘事項⑥

○運営懇談会が開催されていない

○運営懇談会の構成員に、第三者的立場にある者が参加していない。

→運営懇談会は、**少なくとも年に1回程度は開催**してください。

→入居状況やサービス提供、収支状況等を定期的に報告し、入居者や家族の要望・意見を運営に反映させるよう努めてください。

→民生委員や地域住民の代表などの**第三者的立場にある者を加えることにより、事業の透明性、地域連携の確保**に努めてください。

## 主な指摘事項⑦

○身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない

→緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ終了日等を定めて同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

→定期的にカンファレンスなどを開催し、身体拘束の解除に向けて再検討をし、記録してください。

→委員会（3月に1回以上）、指針整備、研修（年2回以上）の徹底

※「身体拘束ゼロへの手引き」に加え、「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」等を参考にしてください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2024071200013/>

## 主な指摘事項⑧

○避難訓練が定期的に実施されていない

→年2回以上の昼間・夜間を想定した避難訓練を実施し、避難訓練の記録を残してください。

→名古屋市地域防災計画に定める浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内又は津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成、年1回以上の訓練の実施、訓練実施結果の報告が必要です。  
(名古屋市避難確保計画作成支援システムへ届出)

→以下のURLに、対象施設についての説明があります。

<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000056233.html>

## 主な指摘事項⑨

○地震等により転倒等の恐れのあるものについて対策を講じていない  
→事務室等、職員の方しか使用しないスペースについても同様に対策をしてください。地震が発生した際に、まず職員の方の安全を確保できなければ、入居者の方の避難等も行えないことに留意してください。

○非常災害時の備蓄品を準備していない。

→(入居者+職員)×3食分×3日分の食料及び飲料水の準備が必要です。水は1人1日3リットルが目安です。

貯水槽の水を飲料水として使用する場合は、災害発生1日目に使用することを想定して備蓄をしてください。

## 主な指摘事項⑩

○ヒヤリハット事例の記録が少ない／事故との分類がなされていない

→事故を最小限に減らすためには、ヒヤリハット事例の収集・分析が重要です。全従業員が気づきの意識を持ち、事例を共有することができるよう呼びかけ、様式を整備してください。

→事故は「起こってしまったこと」、ヒヤリハットは「事故になりかけたが未然に防ぐことができたこと」として整理してください



## 主な指摘事項⑪

○入居者の金銭を管理しているが、具体的な管理方法が定められていない

→やむを得ず施設が金銭管理を行う場合は、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的な報告等について、金銭管理規程等で定めてください。

## （参考）併設の介護保険事業所の主な指摘事例①

○管理者の兼務については、管理業務に支障のない範囲で認められているため、改めること。

→【管理業務に支障があると考えられる例】

- 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合
- 併設される入所施設（有料老人ホーム含む）において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）
- 事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合

## （参考）併設の介護保険事業所の主な指摘事例②

（訪問介護）

○サービス提供責任者は常勤・専従の要件を満たす必要があるため、早急に改めること。

→利用者の数が40人以下の事業所の場合は、**常勤専従（管理者との兼務は可）のサービス提供責任者の配置が必要**です。有料老人ホームの介護職員と兼務すると配置要件を満たさなくなります。

○サービス提供責任者の配置基準を満たしていないので早急に改めること。

→利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができますが、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所における常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者である必要があります。

## （参考）併設の介護保険事業所の主な指摘事例③

（訪問系サービス）

○サービス実施記録に、実際にサービスを提供した時間が記載されていない。

→サービス実施記録における実施時間は計画（予定）通りの時間を記録するのではなく、実際の時間を記録してください。

→計画で位置付けられた所要時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合は、介護支援専門員と調整の上、サービス提供責任者は訪問介護計画の見直しを行ってください。

## （参考）併設の介護保険事業所の主な指摘事例④

○苦情・事故・ヒヤリハットの記録について、有料老人ホームの記録と区別がつかない。

→どのサービス（施設サービスか介護保険サービスか）の提供に伴い発生したものか分かるように、記録してください。

## (参考) 併設の介護保険事業所の主な指摘事例⑤

○施設職員が利用者に代わって、計画書等に同意をしている。

- 利用者が署名・押印できない場合は、親族、後見人、身元保証人等へ代筆等を依頼してください。
- 親族が遠方にいる場合は、郵送・電磁的方法等で同意をもらうよう対応してください。

## Ⅱ <令和6年4月1日より義務化> 業務継続計画の策定等

※業務継続計画の策定がされていない場合は、下記URLの厚生労働省ホームページ「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」に掲載の資料等をご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

(1) 業務継続計画（BCP）の策定（感染症、災害時両方作成が必要）

※定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行う

(2) 業務継続計画についての研修・訓練の実施

	研修等		委員会	指針整備	担当者を置く
	頻度	新規採用時			
業務継続計画 (感染症・災害)	【研修】年2回以上	○	—	業務継続計画 (BCP) 策定	—
	【訓練】年2回以上	—			

## Ⅱ <令和6年4月1日より義務化> 感染症対策の強化

- (1) 委員会の開催      (2) 指針の整備  
(3) 研修の実施      (4) 訓練の実施

	研修等		委員会	指針整備	担当者を置く
	頻度	新規採用時			
感染症	【研修】年2回以上	○	おおむね 6月に1回以上	○	—
	【訓練】年2回以上	—			



## Ⅱ <令和6年4月1日より義務化>高齢者虐待防止の推進

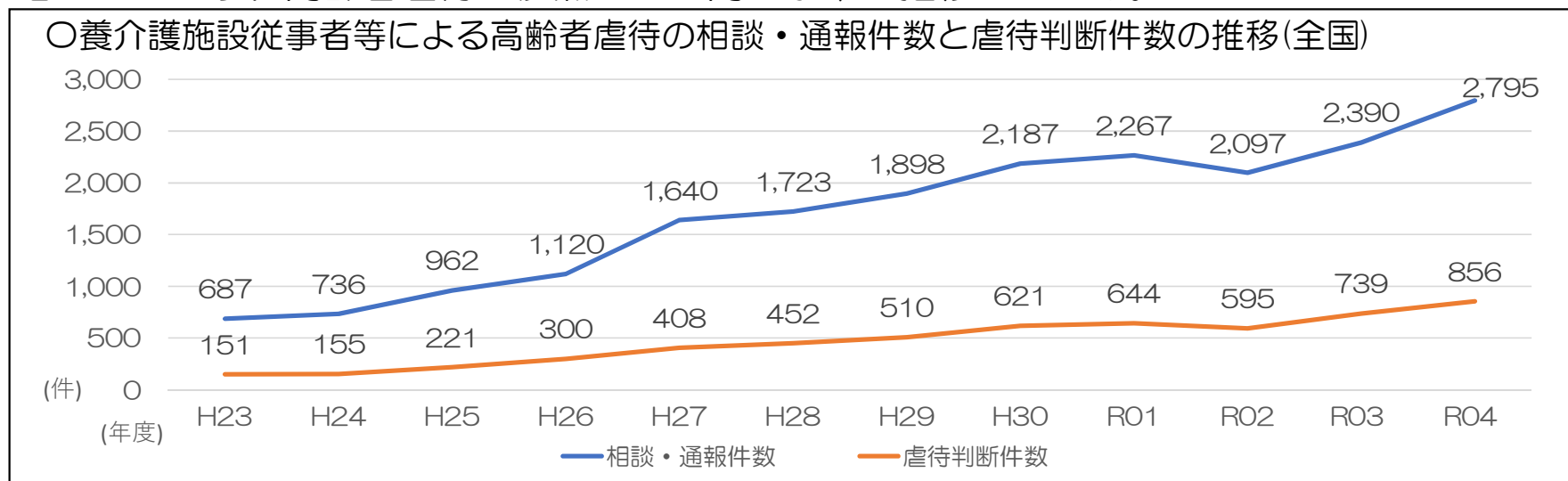
- (1) 委員会の開催      (2) 指針の整備  
(3) 研修の実施      (4) 訓練の実施

	研修等		委員会	指針整備	担当者を置く
	頻度	新規採用時			
虐待	年2回以上	○	定期的に開催	○	○

## Ⅲ.高齢者虐待の防止について

### 1 全国における高齢者虐待判断件数（令和4年度）

養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は、いずれも昨年度に比べ増加しており、高齢者虐待は依然として高い水準で推移している。



【虐待発生施設】 「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」32.0%、「有料老人ホーム」25.8%、  
「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」11.9%、「介護老人保健施設」10.5%

## Ⅲ.高齡者虐待の防止について

### 3 本市における養介護施設従事者等による高齡者虐待判断件数

(令和5年度 計20件) **うち、特定施設6件、住宅型2件、サ高住1件 計9件認定**

種 別	内 容
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護職員が緊急性は無かったが馬乗りになって吸引を行った。</li><li>・介護職員が入居者の顔面に向けて頭突きをした。</li><li>・介護職員が入所者の両足首を持ち洗面台手前からベッドサイドまで背中を引きずる体勢で移動させた。 等</li></ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・服薬介助の際に、利用者に「動くな」、「座って」と怒鳴った。</li><li>・排泄の失敗に対する侮辱的な発言をした。</li><li>・入居者に対し「お前いい加減にしろ」と威嚇的に発言した。</li><li>・服薬（座薬）介助の際に職員が入所者に対し威圧的な態度で「太っていて入れづらい」と発言した。 等</li></ul>
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員の私的な買い物をする際に利用者の電子マネーを使用した。</li><li>・職員が利用者の自宅で金銭を複数回にわたり盗取した。</li><li>・職員が入居者21名の金銭を複数回にわたり盗取した。</li></ul>
介護等放棄 (ネグレクト)	<ul style="list-style-type: none"><li>・入所者の居室のナースコールを入所者の手が届かない場所に遠ざけた。</li></ul>

## Ⅲ.高齡者虐待の防止について

### 5 養介護施設従事者等による高齡者虐待における通報の義務

業務に従事する養介護施設従事者等による高齡者虐待を受けたと思われる高齡者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（高齡者虐待防止法第21条第1項）。

また、養介護施設従事者等による高齡者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています（高齡者虐待防止法第21条第7項）。

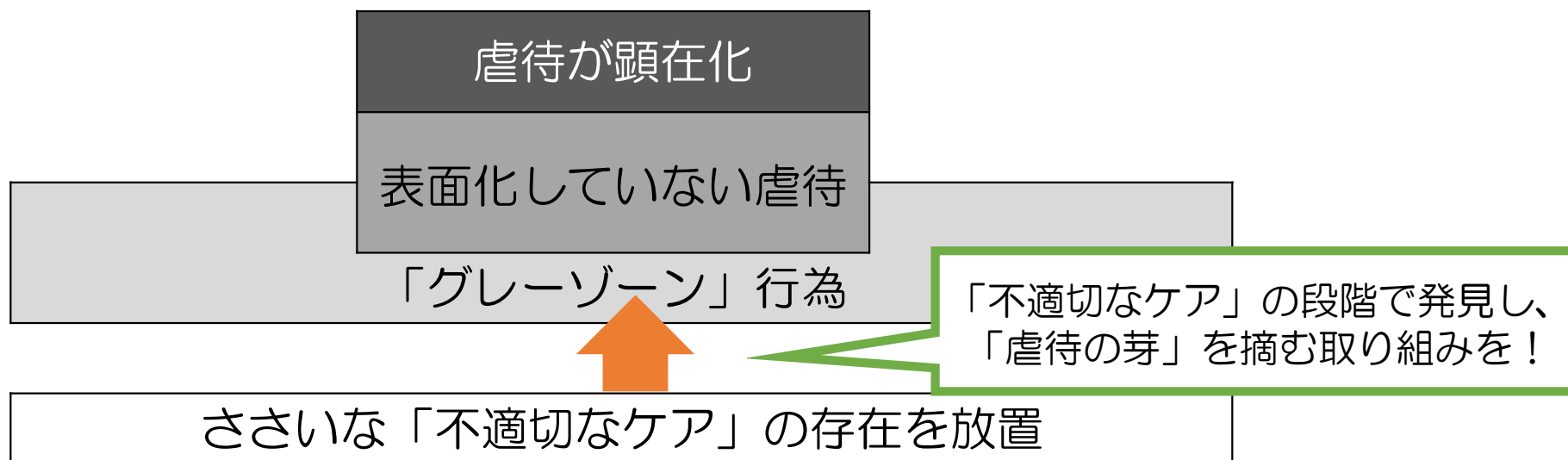
### 6 養護者による高齡者虐待における通報について

養護者による高齡者虐待の相談・通報者の集計では、介護支援専門員と介護保険事業所職員とを合わせると全体の約3分の1を占めます。高齡者に重大な危険が生じている場合は通報義務が、深刻でない虐待事例の通報については努力義務となっておりますが、高齡者虐待を未然に防止するため、虐待のサインに気付きやすい介護支援専門員や介護保険事業所職員の協力が必要不可欠となっております。

### Ⅲ.高齡者虐待の防止について

#### 7 養介護施設従事者等による高齡者虐待防止に向けて

「不適切なケア」とは…不適切な介護・低い専門性、不適切なサービス、不十分なケア、不適切な関係等のことを指します。



# 有料老人ホームの運営等について

名古屋市役所健康福祉局介護保険課居宅指導担当

# 内 容

- I .介護保険と介護保険外サービスが混在する場合  
について
  
- II .介護サービスの提供による事故発生時の本市  
への連絡について

# I. 介護保険と介護保険外サービスが混在する場合について

住居において「介護保険」と「介護保険外」のサービスが混合して提供される場合における訪問介護サービスに係る給付の算定要件及び居宅サービス計画の作成等について(通知)

➡住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のように介護保険外サービスが提供される住居において、介護保険サービスと介護保険外サービスが混合して提供される場合に遵守すべき事項について示したもの



## 不適切な事例

- 介護保険外サービスの提供体制及び内容が明らかにされていない、又は口頭によるあいまいな説明のみの状況で、居宅サービス計画を作成している。
- 居宅サービス計画の内容が、利用者個々の健康状態、ADL、IADLなどの状態像に照応しておらず、当該住居の管理者等から依頼された内容で作成されており、利用者又は家族の選択に基づかないサービス提供を容認している。
- 介護保険の趣旨を逸脱して、当該住居の利用者に対して画一的な訪問介護サービスを提供する内容の居宅サービス計画となっている。
- 上記3例の状態の下で、区分支給限度基準額に達する居宅サービス計画が作成されている。

## 不適切な事例

- 介護保険と介護保険外のサービスは、別の時間帯に、別のサービスとして行われなければならないが、明確に区分をせずにサービス提供を行い、訪問介護費及び当該住居の利用料金をそれぞれ徴収している。
- 当該住居の運営事業者が運営する訪問介護事業所のサービス利用が当該住居の利用者に集中しており、抱え込みや個人情報の不適切な管理などの問題がある。
- 居宅サービス計画に、介護保険外サービスの内容が位置付けられていない。
- 居宅サービス計画及び訪問介護計画に、訪問介護のサービス区分を決定するために必要な具体的サービス内容、サービス内容に対応する標準的な所要時間が記載されていない。

# 不適切な事例

## 【参考資料】

令和3年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業

「サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究」

『住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅におけるケアマネジメントの考え方』

URL : [https://www.iri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021\\_theme63\\_03.pdf](https://www.iri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_theme63_03.pdf)

NAGOYAかいごネット URL : <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/>

## 介護保険と介護保険外サービスが混在する場合の訪問介護の算定要件について

次の①から⑥までのすべての要件を満たす必要があること。

- ① 利用者の生活の本拠として認められること（居宅と認められること）。
- ② 客観的な課題分析の方式により、適切なアセスメントが行われていること。
- ③ 「介護保険」と「介護保険外」のサービス内容が盛り込まれた居宅サービス計画が作成されていること。
- ④ 居宅サービス計画の内容に沿った「訪問介護計画書」が作成され、かつ「介護保険外サービス計画書」が作成・交付されていること。
- ⑤ 「訪問介護計画」に沿った訪問介護サービスの提供が実際に行われ、かつ、訪問介護サービスの実施記録が整備されていること。
- ⑥ 「介護保険外サービス計画書」に基づき提供されるサービスの実施記録が整備されていること。

## 介護保険と介護保険外サービスが混在する場合の 居宅サービス計画の作成等について

居宅介護支援の提供は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護保険サービスが**特定の種類や特定の事業者・施設に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない**。また、介護保険サービスは、**保険外での日常生活上の世話や生活支援サービス等を考慮して、提供されなければならない**。

◎「介護保険」と「介護保険外」のサービスを明確に区分するため、施設サービス計画書等を作成する。

<市指針9（3）>

「住居において、「介護保険」と「介護保険外」のサービスが混合して提供される場合における訪問介護サービスに係る給付の算定要件及び居宅サービス計画の作成等について」（平成26年8月5日付け名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課通知）を踏まえて、施設サービス計画書を作成する等の方法により有料老人ホームが提供するサービスについて明確にし、必要に応じて居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に情報提供すること。

## Ⅱ.介護サービスの提供による事故等発生時の 本市への連絡について

### 1 対象となる事業所

居宅サービス事業所、地域密着型（介護予防）サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、通所サービスの設備を利用し宿泊サービスを実施している事業所、住宅型有料老人ホーム、介護予防・生活支援サービス事業

### 2 本市への連絡が必要な事故等

以下の事故については、原因の如何にかかわらず、全て本市に連絡する。

- (1) 対人（利用者）事故
- (2) 対物事故
- (3) 感染症の発生

## 介護サービスの提供による事故等発生時の 本市への連絡について

### 2 本市への連絡が必要な事故等

#### (1) 対人（利用者）事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、以下の事例が発生した場合

- 利用者が死亡した場合

(※介護サービスの提供に伴い発生した事故によらない病死は「感染症の発生」を除いて報告不要)

- 医療機関における治療を必要とした場合

(※軽微な治療（湿布の貼付、軽易な切り傷への消毒）は除く)

- 利用者トラブルが発生した場合
- 利用者等に賠償金等を支払った場合
- エスケープ



## 介護サービスの提供による事故等発生時の 本市への連絡について

### 2 本市への連絡が必要な事故等

#### (2) 対物事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、以下の事例が発生した場合

- 利用者等の保有する財物を毀損・滅失し賠償金等を支払った場合

(※代わりの物を購入した場合も含む)

- 利用者等の個人情報流失した場合
- 利用者等とトラブルが発生した場合

## 介護サービスの提供による事故等発生時の 本市への連絡について

### 2 本市への連絡が必要な事故等

#### (3) 感染症の発生 [※「事故報告書（食中毒又は感染症用）」にて報告](#)

介護サービスの利用者が食中毒、結核等の感染症に罹患した場合、又は疥癬、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス感染症等の感染症に利用者等が罹患した場合。

具体的には、

- 事業所等全体で同時に10名以上が罹患
- 1ユニットのうち半数以上が罹患
- 感染症による死亡者が発生
- その他事業所等の運営に重大な支障を来すおそれがある場合

※新型コロナウイルス感染症についても、その他の感染症と同様の取扱いになりますので、事業所全体で10名以上の感染からが報告対象です。

## 介護サービスの提供による事故等発生時の 本市への連絡について

### 3 本市への連絡方法

「事故報告書」「事故報告書（食中毒又は感染症用）」に必要事項を記載の上、5日以内を目安に報告フォームにアップロードしてください。

※様式のダウンロード及び報告フォームは「NAGOYAかいごネット」をご参照ください。

※様式を一部変更しています。報告の際、様式が最新のものかご確認ください。

### 4 本市の連絡先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室

TEL 052-959-3087

FAX 052-959-4155

# 各種届出・定期報告について

名古屋市役所健康福祉局介護保険課施設指定担当

# 内 容

I. 届出の種類

II. 変更届

III. 定期報告

# I .届出の種類

・老人福祉法第29条に該当する居住施設は、有料老人ホームとしての届出が必要です。

- ①新たに開設したい➡設置届
- ②廃止・休止したい➡廃止・休止届
- ③変更したい➡変更届

## Ⅱ－1 変更届

- 変更が生じた場合、変更届の提出が必要です。  
(変更日より1月以内に提出。)  
詳しくは、「有料老人ホームの主な届出事項と添付書類」をご覧ください。

<事前相談が必要な変更内容>

- ①料金変更
- ②サービス内容の変更
- ③施設変更(増改築、部屋用途の変更等)
- ④入居定員の変更

## Ⅱ-2 変更届

・R4.12.7日付でNAGOYAかいごネットに「有料老人ホームにおける利用料金の変更について(お知らせ)」を掲載しています。

＜利用料金の変更の流れ＞

- ①事前連絡
- ②相談資料の提出、内容確認
- ③入居者、家族等への説明
- ④変更届の提出

※料金改定の前に事前相談(①②)が必要です。



## Ⅲ.定期報告

### ①入居状況報告

4月・10月の年2回の状況報告をお願いしています。

『調査月の1日現在の入居状況』を調査月の10日までに報告してください。

### ②重要事項説明書等の提出

年に1回、重要事項説明書、決算書類等を提出してください。

(事前に提出依頼文書を送付する予定です。)

※Ver1.1からVer1.2へ変更。

NAGOYAかいごネットに掲載された、「重要事項説明書の作成マニュアル(記載例)」を確認いただき作成ください。

# 栄養・衛生管理

名古屋市役所健康福祉局介護保険課栄養指導担当

# 内 容

I.食中毒予防について

II.改正食品衛生法について

III.災害用非常食について

IV.高齢者の栄養について

# I.食中毒予防について

- 食中毒予防の3原則



# 食中毒予防のための知識

- 食中毒菌の種類と原因食品・症状 予防手段  
令和6年に本市で発生した食中毒菌（ノロウイルス、黄色ブドウ球菌、カンピロバクター、アニサキス）は青で表示
- 2次汚染の防止
- 食中毒予防のための調理等のポイント

## Ⅱ.改正食品衛生法について

調理業務を外部事業者に委託していますか。

はい



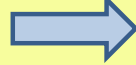
**外部事業者が営業許可を取得することが必要**です。  
また**外部事業者は、食品衛生責任者の選任やHACCPに沿った衛生管理の実施が必要**です。  
【Ⅰ】

いいえ



1回の提供食数が**20食程度未満**ですか。

はい



本規定は適用されないため、**新たな対応は不要**です。  
以下の手引書や通知等を参考に、引き続き、衛生管理の徹底及び向上に努めてください。【Ⅱ】

- ・ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書
- ・ 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について  
(平成9年6月30日付け衛食第201号)

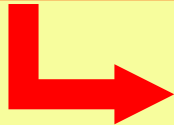
いいえ



**本改正の対象【Ⅰ】**

※**集団給食施設**

学校、病院、その他の施設において、継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設

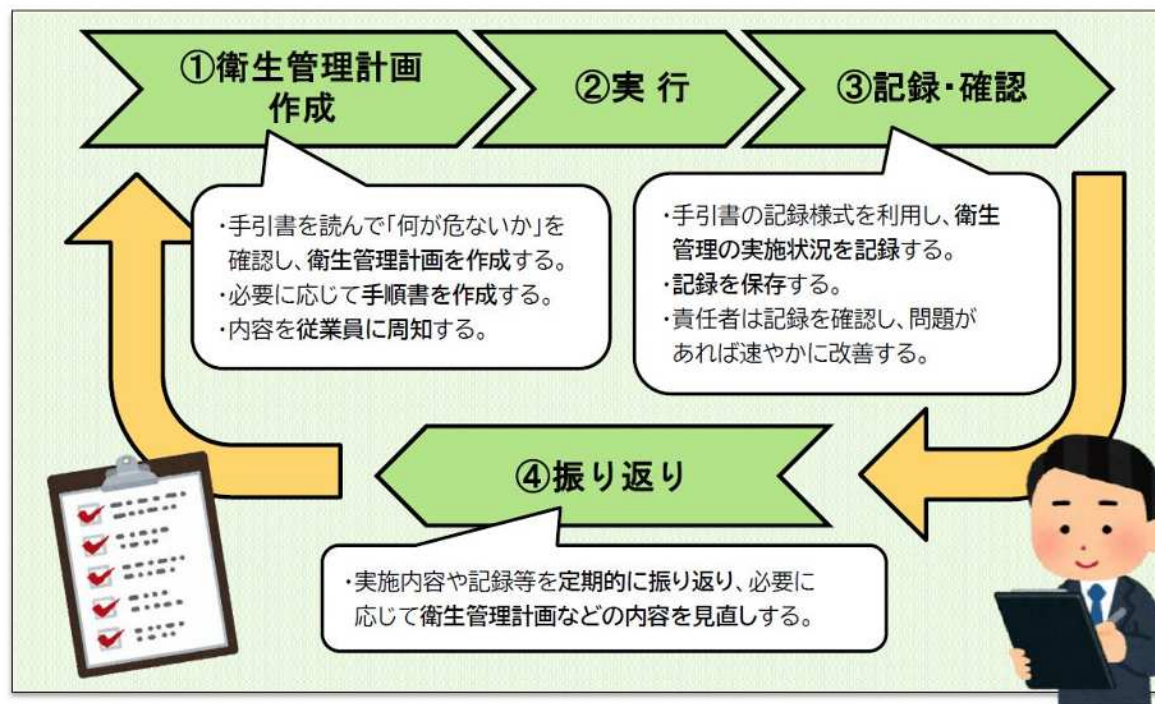


**食品衛生責任者の選任、営業の届出  
HACCPに沿った衛生管理 が必要**

# (1) 規定が適用される場合

## HACCPの考え方を取り入れた衛生管理とは？

現在取り組んでいる衛生管理を『見える化』することです。



# 業種別手引書を活用しましょう

手引書は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の取り組みに対応するために、業界団体が作成したものです。自分の業種に合った手引書を参考にしてください。

## 食品に潜む危害要因(人の健康に害を及ぼす原因)を知りましょう

### 3つの危害要因

#### 1 微生物

##### 細菌

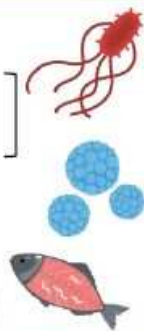
腸管出血性大腸菌  
サルモネラ属菌  
カンピロバクター 等

##### ウイルス

【ノロウイルス 等】

##### 寄生虫

【アニサキス、クドア 等】



#### 2 化学物質

##### 洗剤・消毒剤

##### 殺虫剤

##### ヒスタミン

##### 自然毒

【ふぐ毒・きのこ毒 等】



#### 3 硬質異物

##### 金属片・ネジ

##### ガラス片

##### プラスチック片

##### 石 等



※手引書には、業種に応じた危害要因とそれを効果的に防除する方法が記載されています。



# 手引書の作成例を参考に、衛生管理計画と記録表を作成しましょう

## 衛生管理計画で決めておく項目例

### 一般衛生管理

取扱全般において基本となる管理

- ・ 原材料受入
- ・ 器具の衛生管理
- ・ 交差汚染防止対策
- ・ 従業員の健康管理 等

「いつ」、「どのような方法で」、「問題があった時どうするか」を決めておきます

+

### 重要管理

調理・製造・加工・販売等で注意すべき管理

- ・ 加熱・冷却
- ・ 冷蔵・冷凍保管
- ・ 殺菌
- ・ 異物混入対策 等

調理、製造等の工程に応じた確認方法を決めておきます

(水産物卸売業・一般衛生管理)

## 記録表の作成例

(小規模な煮豆製造業・重要管理)

衛生管理の実施記録 (例) 2019年 10月

以下の項目を確認して実施がなければチェックを記入しましょう。  
 どの項目がチェックされたか、記録してください。対応が必要な項目は記入してください。

実施日	実施時間	器具・設備の衛生管理				作業員の健康管理				作業環境の衛生管理				検査結果	備考		
		洗浄	消毒	点検	点検	検閲	検閲	検閲	検閲	検閲	検閲	検閲	検閲				
1月	10時	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10時、ごみの分別ができていないので注意喚起。分別した。	印
2月																	
3月																	
5月																	
6月																	

実施場所: 工場内(調理場) 実施者: 佐藤 太郎 (署名)

(記載例) 重点管理の実施記録 (真空パック等の殺菌温度、殺菌時間の確認)

平成27年 3月		真空パック等の殺菌温度、殺菌時間の確認						担当者		責任者	
日	製品名	加熱前		加熱中		冷却後		担当者	特記事項	責任者	印
		温度(℃)	時間(分)	温度(℃)	時間(分)	温度(℃)	時間(分)				
3/1	白花豆	70	分	80	分	65	分	佐藤			
3/2	白花豆	70	分	80	分	65	分	佐藤			
3/3	金時豆	70	分	80	分	65	分	佐藤	3月2日 午前10時 金時豆の加熱温度が 上がらず、機械メーカー に連絡して修理依頼。 3月3日の修理完了後、 2時間追加殺菌を実施。		
3/4	黒豆	72	分	80	分	65	分	佐藤			

衛生管理計画で定めた項目について毎日記録します  
 問題があった時は、その内容や対処を記録します

## HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書 - 厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)

HACCP 手引書

検索



厚生労働省ホームページ  
からダウンロードできます



令和4年7月 名古屋市保健所・保健センター

公益社団法人 名古屋市食品衛生協会 より抜粋

衛生管理計画や各作業の途中で点検した状況を記録する帳票は、業種別作業書を参考に、いま一度内容の点検をお勧めします

★食品取り扱い施設として営業の届出（業務形態によっては許可）が未届の場合は

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-19-3-0-0-0-0-0-0.html>

をご確認ください

## (2) 規定が適用されない場合

### 【Ⅱ】 1回の提供食数が20食程度未満の場合が該当

令和3年10月4日付介護保険課長通知（同日「NAGOYAかいごネット」掲載）  
「小規模介護保険関係施設における食品衛生の基本方針について（通知）」  
に準ずる ※要確認 ●調理作業に該当する業務●

- 「食品衛生チェックリスト」の活用  
フォーマット(excel)

[https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shido/eiyou\\_format.html?node\\_id=8431](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shido/eiyou_format.html?node_id=8431)

※各施設の状況に応じて、不要な項目は削除して利用

- ユニット等で調理業務に従事する介護職員等の検便実施の目安について

## Ⅲ.災害用非常食について

備蓄食品（食料・飲料水）を置く根拠

名古屋市の指針による

### 【入所施設】

入所者及び従業員の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を  
備蓄しなければならない

→食料及び飲料水(1日3L)を3日分準備する

## 災害用の飲用水として貯水槽の水を使用する場合

貯水槽(受水槽)の水を使用する場合は、**発災初日**で使用するよう想定する

### 理 由

水道法により、残留塩素濃度は0.1 mg/L (0.1 ppm) 以上に保つことが定められています。停電等により貯水槽(受水槽)に市水が循環しないと残留塩素濃度が低下し、**飲用に適さなくなる**ため、早急に使用する必要があります

## IV.高齡者の栄養について

- 高齡者はやせているほど(低栄養なほど)、総死亡率が高くなる
- 年代が上がると食事が食べにくくなる者の割合が増える
- 年代が上がると摂取エネルギーが下がる傾向がある
- 高齡者は「ややぽっちゃり」くらいがちょうどいい

⇒ 加齢に伴って減少していく筋肉量を維持するためには  
多くのたんぱく質が必要

## たんぱく質を効果的に摂取するためのポイント

1. 朝・昼・夕の食事で均等に摂取する
  2. 市販のものを選ぶときは栄養成分表示を参考に
  3. 運動後1時間以内にたんぱく質をとる
- ※ 「咀嚼しにくい方、食事でむせてしまう方にとって食べにくい食品」に注意！
- ※ 「食品別・食べやすくするひと工夫」も忘れずに

# 経腸栄養の栄養管理

- 各種栄養剤・濃厚流動食の適応疾患・病態
- 栄養剤・濃厚流動食投与時のポイント
  1. 提供栄養量の確認
  2. たんぱく質投与量の確認
  3. 脂質投与量
  4. ビタミン・微量元素の投与量
  5. 水分投与量
- 栄養剤投与時・前後のチェックポイント
- 栄養剤投与手技のメリット・デメリット



# 低栄養を簡易的に把握できるツール

## 高齢者の食欲の指標 CNAQ - J

質問	当てはまる答え	点	質問	当てはまる答え	点
A 食欲はありますか？	ほとんどない	1	E 新しいことと比べて食事の味はどうか？	とてもまずい	1
	あまりない	2		おいしくない	2
	ふつう	3		変わらない	3
	ある	4		おいしい	4
	とてもある	5		とてもおいしい	5
B 食事をとのくろい食べると満腹感を感じますか？	数口で満腹	1	F 食事は1日何回食べていますか？	1日1回未満	1
	3分の1ほどで満腹	2		1日1回	2
	半分ほどで満腹	3		1日2回	3
	ほとんど食べて満腹	4		1日3回	4
	満腹になることはほとんどない	5		1日4回以上	5
C お腹が空いたと感じることはありますか？	めったに感じない	1	G 食事中に気分が悪くなったり、社会性を感ずることがありますか？	いつも感じる	1
	たまに感じる	2		よく感じる	2
	時々感じる	3		時々感じる	3
	良く感じる	4		まれに感じる	4
	いつも感じている	5		まったく感じない	5
D 食事の味はいかがですか？	とてもまずい	1	H ふだん、どのような気持ちですか？	とても悲んでいる	1
	おいしくない	2		沈んでいる	2
	ふつう	3		沈んでもなく楽しくもない	3
	おいしい	4		楽しい	4
	とてもおいしい	5		とても楽しい	5

ここ1か月間の食生活を思い出し、A~Hの質問に対して当てはまる番号の1つに○印をつけて合計点を算出する

CNAQ-J得点 (8~40点)	判定
17~28点	頻繁な再評価を必要とする
8~16点	食欲不振の危険があり 栄養カウンセリングを必要とする

# 高齢者施設等における 感染症予防

名古屋市感染症対策課

# 内 容

I .感染対策の基礎知識

II .標準予防策

III .感染性胃腸炎を広げないために

IV .おう吐物処理のポイント

V .感染症の発生時

# I .感染対策の基礎知識

## 感染対策の 3つの柱

感染症の原因  
に近づかない

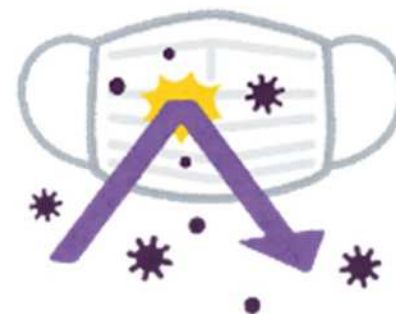


**STOP**

免疫力  
をあげる

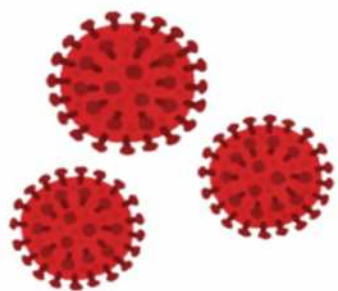


感染経路  
を断つ



# I .感染対策の基礎知識

感染経路を断つことが大切です



ウイルス・細菌  
(病原体)

もちこまない  
もちださない  
ひろげない

## Ⅱ.標準予防策

すべての血液、体液、嘔吐物、排泄物、傷、口の中などの粘膜を、感染する危険性があるものとして取り扱うこと



(1)  
個人防護具の  
着用



(2)  
手指衛生

## Ⅱ.標準予防策 (1) 個人防護具の着用



- 施設の中
- 勤務するとき



- 血液、排泄物、傷などにふれる
- 目、鼻、口などの粘膜にふれる



- 咳などによるしぶきをあびる
- 排泄物などが飛び散る、または付着するおそれがある

## Ⅱ.標準予防策 (2) 手指衛生

職員や入所者を感染から守るため、適切なタイミングで手指消毒や手洗いを実施しましょう。



手指消毒

- 目に見える汚れがないとき



手洗い

- 手に汚れがついたとき

手袋をはずした後も手指消毒・手洗いをします



## Ⅱ.標準予防策 (2) 手指衛生

### 手指衛生の5つのタイミング

1	利用者にふれる前
2	清潔な物にふれる前
3	血液、おう吐物、排泄物などにふれた後
4	利用者にふれた後
5	利用者の周辺の物にふれた後

## IV. 感染性胃腸炎を広げないために

### 感染対策のポイント

- 胃腸炎のウイルスはアルコールが効きにくい！  
手洗いが大事！
- おう吐物・排泄物の処理は特に注意！  
感染の契機となりやすい！

## IV. 感染性胃腸炎を広げないために

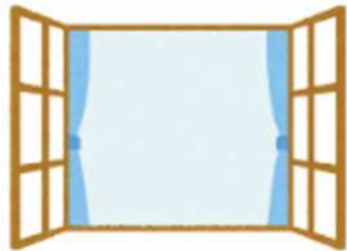
### 手洗いのタイミング

- 手指衛生の5つのタイミング
- トイレに行った後
- 食事の前
- 排泄物の処理の後

政府インターネットテレビ  
「インフルエンザ予防のために  
～手洗い・マスクのススメ」より



## IV.おう吐物処理のポイント（処理前）



離れて！



- 周囲から利用者を遠ざけます。
- 処理時と処理後には換気をしましょう。
- 処理をする人はガウン、手袋、マスク、ゴーグルを着用します。

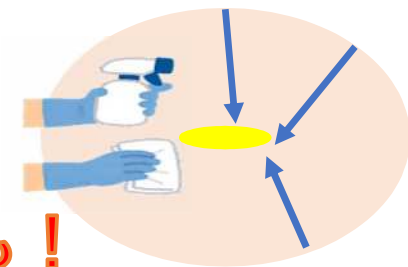
## IV.おう吐物処理のポイント（処理中）

- 処理には0.1%次亜塩素酸ナトリウム液を浸したペーパータオルや使い捨ての布を使用します。



- おう吐物で汚染された箇所の周囲2mを消毒液を浸したペーパータオルや布で覆い、拡散を防ぎます。覆ったおう吐物や周囲を、外側から内側にかけて静かに拭き取ります。（2回は拭き取る）

- 最後に、水拭きをします。



**外から内へ周囲2mも！**

## IV.おう吐物処理のポイント（処理後）



- 使用したペーパータオルや布はすぐにビニール袋に入  
れましょう。
- 使用した靴は履き替えましょう。  
(シューズカバーを着用するのも1つです。)
- **処理の後は必ず石鹸と流水で手を洗いましょう。**

## V.感染症の発生時

- 発生状況の把握

- 「いつ」「どこで」「だれが」「どれくらい」発生しているのか把握する

- 感染拡大防止

- 職員間で情報共有
- 感染拡大の予防策の検討・実施

- 関係機関への相談・報告

- 協力医療機関への相談・受診
- 介護保険課、必要時保健センターへの報告・調査への協力

# 消防訓練の実施について

名古屋市消防局予防部予防課（違反是正）



# 内 容

I .過去の社会福祉施設での火災について

II .消防訓練の実施方法

III .消防訓練の事例

# I .過去の社会福祉施設での火災について

発生日	用途	覚知時間	死傷者
平成18年1月8日	認知症高齢者グループホーム	2時32分	死者 7名 負傷者 3名
平成20年6月2日	知的障害者施設	2時33分	死者 3名 負傷者 1名
平成20年11月13日	老人福祉施設	1時24分	負傷者33名
平成21年3月19日	有料老人ホーム	22時55分	死者10名 負傷者 1名
平成22年3月13日	認知症高齢者グループホーム	2時25分	死者 7名 負傷者 2名
平成25年2月8日	認知症高齢者グループホーム	19時43分	死者 5名 負傷者 7名

# I .過去の社会福祉施設での火災について

## 【過去3年間の市内の社会福祉施設での火災データ】

- 発生件数 … 6件
- 火災原因 … 放火：2件、たばこ：1件、ガス器具：1件  
原因不明：1件
- 負傷者数 … 1名
- 発生時間 … 6時～18時：3件、 18時～6時：3件

# I .過去の社会福祉施設での火災について

## 【社会福祉施設での火災の特徴】

人手が少なくなる夜間に火災が発生すると、**少ない人員**で自力避難が困難な方の避難や初期消火、通報をしなくてはならない。

(夜間、数名のスタッフでは多くのことはできない)

# I .過去の社会福祉施設での火災について

- 実際に火災を目の当たりにすると…  
パニックになり初期消火や、迅速な119番通報を行うことができないことが多い。
- 火災が発生した際に、パニックに陥らず、適切な行動をとるためには日頃からの消防訓練が必要。

## Ⅱ.消防訓練の実施方法

### 基礎訓練

#### ●通報訓練

- 119番通報の際に聞かれる内容について
- 事業所に「消防機関へ通報する火災報知設備」が設置されている場合は使用方法の確認

#### ●初期消火訓練

- 消火器の設置されている場所、その使用方法の確認
- 屋内消火栓設備や補助散水栓が設置されている場合は操作方法の確認

#### ●避難・誘導訓練

- 自力避難が困難な方など、避難に介助が必要な方をどのように避難させるか確認
- 事業所の、どの部分からでも迷わず避難できるように避難経路の確認をする。

## Ⅱ. 消防訓練の実施方法

### 応用訓練

#### ● 火災図上訓練

図面上で火災が起きたことをイメージし、訓練参加者全員で話し合いながら進行していく訓練

建物の状況や設置されている消防用設備等を知る「現状の把握」や、火災が発生した場合に優先すべき行動をとるための「初動対応能力の向上」を目的とする訓練となります。

#### ● 非シナリオ型訓練

シナリオが決まっている訓練とは違い、訓練の参加者に想定を知らせずに実施する訓練。想定が知らされていないため、誰が何をすればいいのかその場で考えて行動しなければならないので、基礎訓練に比べ、より実践的な訓練となります。

## Ⅱ.消防訓練の実施方法

### 【効果的な消防訓練の実施のために】

- 実際に火災が発生したことをイメージしながら行いましょう。
- 人手が少なくなる夜間を想定して行いましょう。
- 建物の特徴を活かした避難方法を考えましょう。



## Ⅲ.消防訓練の事例

### 【事例紹介】

名古屋市公式ホームページに、市内の事業所で実施された消防訓練の事例を紹介しています。「**名古屋市 消防訓練の取組み**」で検索して是非ご覧ください。



### 【訓練の相談】

消防訓練のことで疑問点やお悩みなどがありましたら、各区管轄の消防署予防課までお問い合わせください。消防訓練のアドバイス等させていただきます。

# 救急要請の手引きについて

名古屋市消防局  
救急部救急課

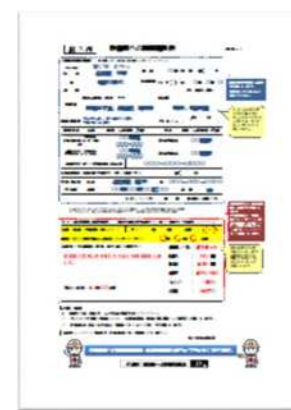
# 内容

- I. 「救急隊への情報提供表」の活用について
- II. 救急要請時の救急車への同乗について



# 救急要請の手引きとは（資料P129～139）

- 施設内等においての、病気やけがの予防方法や緊急時の救急対応について、記載しています。
- 名古屋市公式ウェブサイトにて閲覧及びダウンロード可能です。



## 「救急隊への情報提供表」の記載について①

- 情報提供表の上半分は、事前に記入できます。
- 利用者の状況に変更があった場合には、各項目の更新をお願いします。

## 「救急隊への情報提供表」の記載について②

- 情報提供表の下半分の記入は救急通報と並行して行ってください。
- 到着した救急隊へ早急に情報提供表を渡してください。
- 発症の目撃の有無や最終健在時間は、非常に重要な情報です。
- 可能であれば、バイタル測定もお願いします。

## 救急車への同乗について

- できる限り救急車への同乗にご協力ください。
- 同乗できない場合は、「救急隊への情報提供表」のご提供に併せて、すぐに連絡を取れる体制をとってください。

## 最後に

- 迅速な救急搬送のために、皆様のご協力をお願いいたします。
- いつもご協力していただき、誠にありがとうございます。



# 高齢者の予防救急について

名古屋市消防局  
救急部救急課

# 内容

- I. 名古屋市消防局の救急出動状況について
- II. 老人ホーム内での予防救急について
- III. #7119について

# 名古屋市消防局の救急出動状況

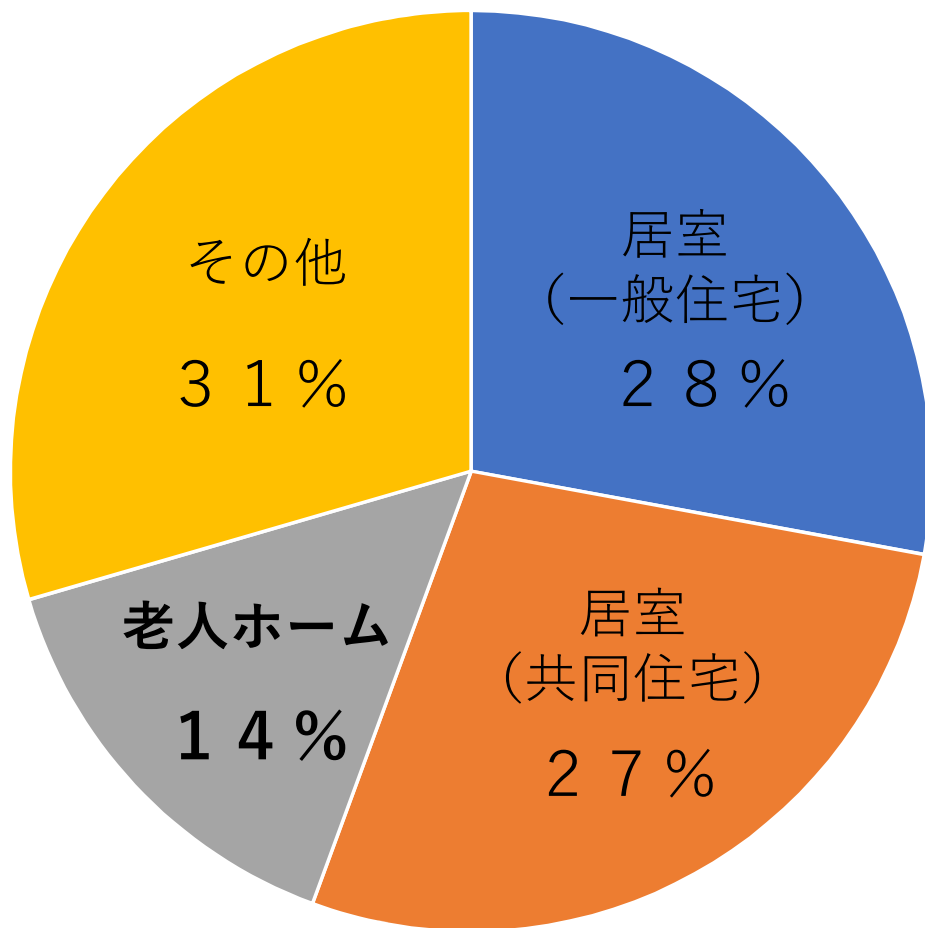
令和5年中に名古屋市消防局が対応した救急出動件数

155,776件

うち、高齢者（65歳以上）の方を対応したのは

86,034人

## 高齢者が搬送された事案での出勤場所



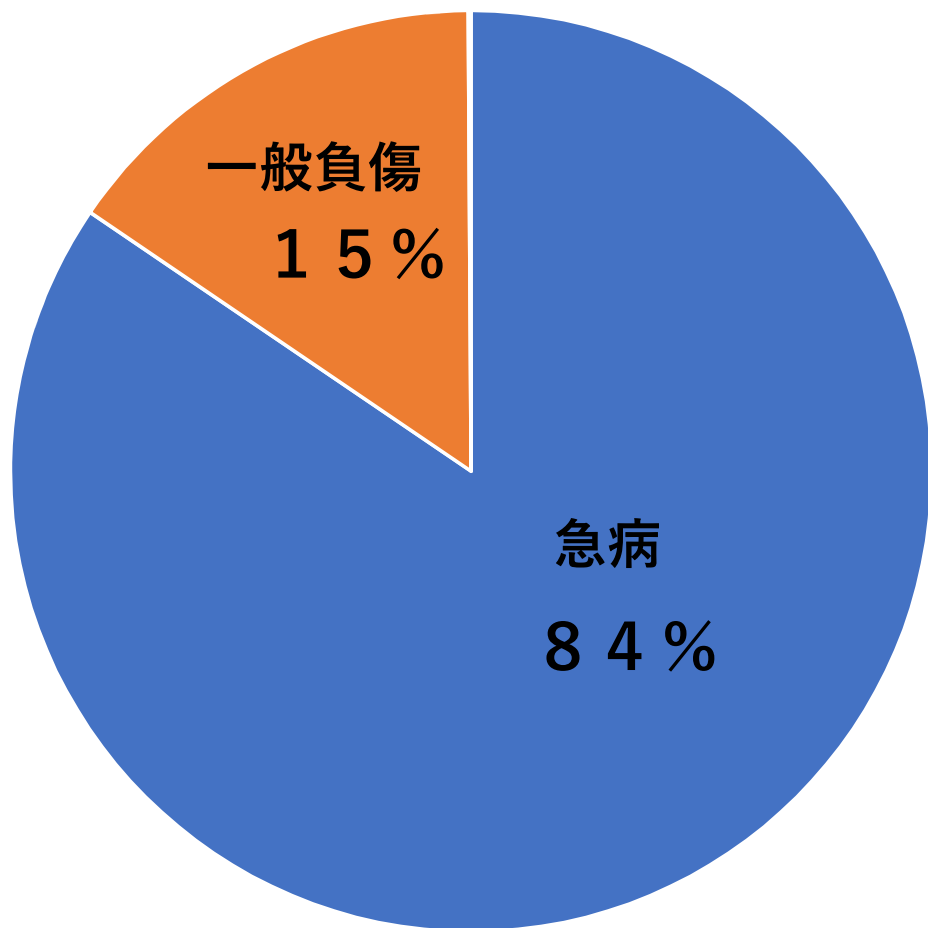
高齢者（65歳以上）の方を対応した

86,034人のうち、

老人ホームから搬送されているのは

12,057人

## 老人ホームで搬送された事案の内容



急病とは？

例：胸が痛い 呂律が回らない  
呼吸が苦しい など

一般負傷とは？

例：誤飲による窒息

ベッドからの転落 など

# 老人ホーム内での予防救急

予防救急とは？

救急搬送や救急医療を必要とする状況を未然に防ぐこと！

例：滑りにくい床材や手すりの設置

段差の解消や照明の改善

誤飲・誤嚥を防ぐために食事内容を工夫      など

# 老人ホーム内での予防救急

冬の季節に特に気をつけていただきたいこと

浴室や廊下など寒暖差が激しい場所でのヒートショック

# #7119

急な病気やケガで  
相談したいとき  
「#7119」  
をダイヤルする



固定電話や  
スマホで電話  
できます  
【24時間受付】

相談が必要

音声  
ガイダンス  
が流れます

医療機関を  
案内して  
欲しい

救急安心センター  
救急電話相談



常駐の看護師等が  
対応をアドバイス

緊急性が高い

改めて119番へ救急要請  
するようにご案内



子どもの場合

小児救急電話相談  
(#8000) 等をご案内

応急処置

看護師による応急処置の  
助言を受けられます

医療機関をご案内

愛知県救急医療情報センター  
☎052-263-1133  
をご案内



## 最後に

- 予防救急の取り組みにご協力お願いします。
- #7119をご活用ください。

# 水防法等における避難確保計画 の作成等の義務について

名古屋市防災危機管理局 防災企画課

# 内 容

- I .なぜ避難確保計画が必要なのか（スライド 3～）
- II .ハザードを把握するには（スライド 6～）
- III .避難確保計画 作成・提出方法（スライド 7～）
- IV .避難情報を把握するには（スライド 9～）

# I. なぜ避難確保計画が必要なのか

## 避難確保計画とは??

- ▶ 災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画



(国土交通省HPより)

# I. なぜ避難確保計画が必要なのか

水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法の改正により、避難確保計画、訓練実施報告の作成、報告が義務化されました。

事 項	水防法、土砂災害防止法 (洪水、内水氾濫、高潮、土砂災害)				津波防災地域づくり法 (津波)	
	H25	H27	H29	R3	R1	R2
避難確保計画の 作成・報告	努力義務	努力義務	義 務	義 務	—	義 務
避難確保計画の 公表	—	—	—	—	—	義 務
訓練の実施	努力義務	努力義務	義 務	義 務	—	義 務
訓練の報告	—	—	—	義 務	—	義 務

# I. なぜ避難確保計画が必要なのか

## 計画の作成などが必要な施設



- 水害の浸水想定区域内の施設
- 土砂災害（特別）警戒区域内の施設
- 津波災害警戒区域内の施設

名古屋市 避難確保計画

検索



「要配慮者利用施設一覧表」に作成対象施設が掲載されています

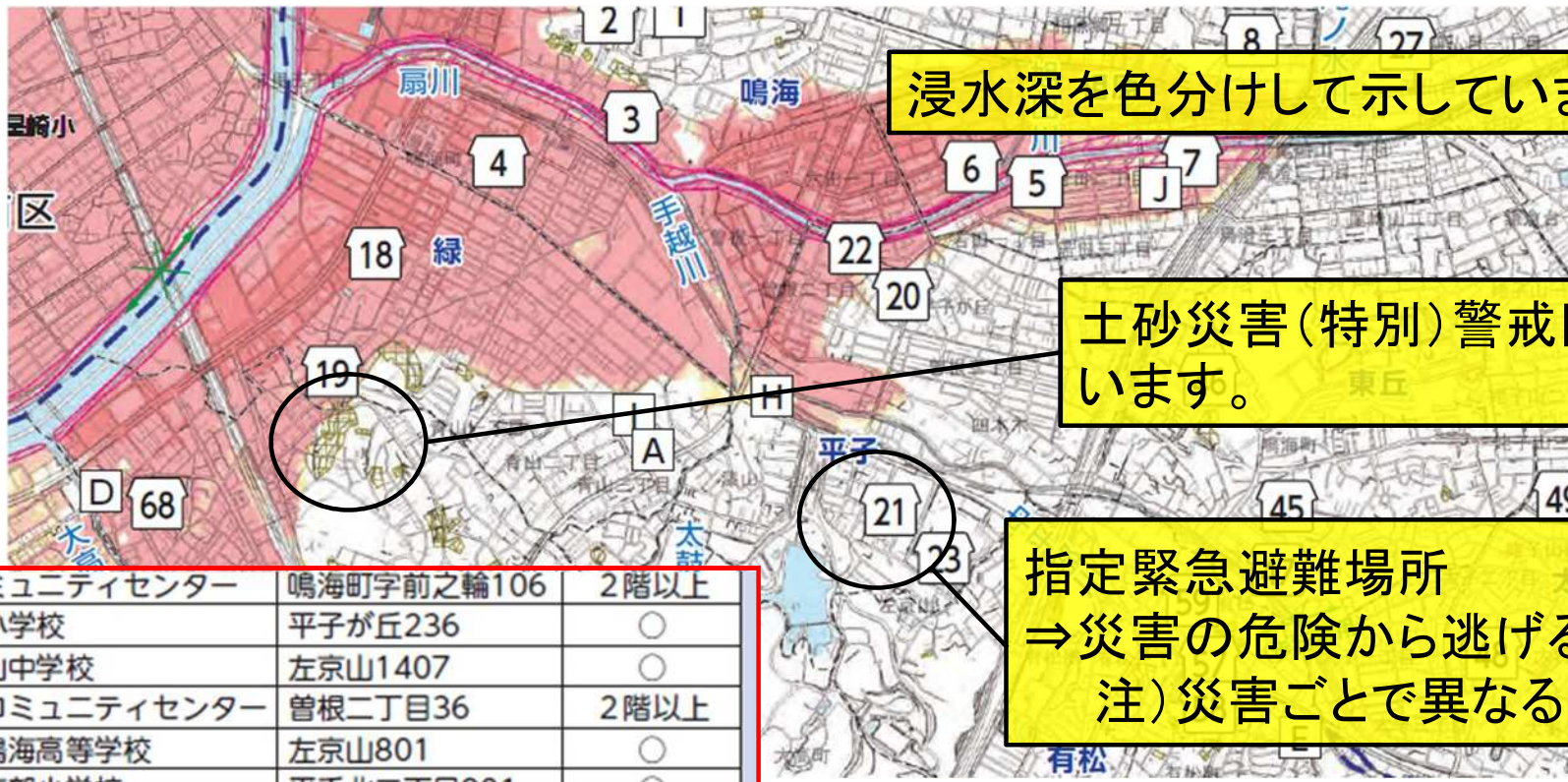


ハザードマップ



# Ⅱ. ハザードを把握するには

## ハザードマップの見方



浸水深を色分けして示しています。

土砂災害(特別)警戒区域を示しています。

指定緊急避難場所  
⇒災害の危険から逃げるための場所  
注)災害ごとで異なる

19	緑コミュニティセンター	鳴海町字前之輪106	2階以上
20	平子小学校	平子が丘236	○
21	左京山中学校	左京山1407	○
22	平子コミュニティセンター	曾根二丁目36	2階以上
23	県立鳴海高等学校	左京山801	○
24	鳴海東部小学校	平手北二丁目901	○

## Ⅲ.避難確保計画、訓練実施報告書 作成・提出方法

### 「名古屋市避難確保計画作成支援システム」にて作成・提出



提出対象となる施設へは、ID、PASSを記載した通知文を郵送でお送りしております。

※ ID,PASSが不明な場合は下記までお問い合わせください。

担当部署：名古屋市防災危機管理局防災企画課

電話番号：052-972-3523

更新日時	計画書名称	作成年月	ステータス	提出日	結果通知日
データがありません					

名古屋市 避難確保計画作成支援システム

検索





## Ⅲ.避難確保計画、訓練実施報告書 作成・提出方法

### ●避難確保計画の記載事項について

⇒計画の概要

⇒防災体制

⇒情報収集・伝達の方法

⇒避難誘導の方法

⇒設備・備蓄

⇒防災教育及び訓練の計画 など

	収集すべき情報	入手先	
共通の情報	【防災気象情報 (気象庁)】 • 早期注意情報 (警報級の可能性)	•	
	【避難情報 (市町村)】 • 警戒レベル3 高齢者等避難 • 警戒レベル4 避難指示 • 警戒レベル5 緊急安全確保	•	
	【避難所の開設状況 (市町村)】 • 指定緊急避難場所や福祉避難所の開設状況	•	
	道路の通行止の情報	•	

### ●訓練の実施について

⇒避難確保計画に基づく避難訓練を年1回以上実施し、報告

## IV. 避難情報を把握するには

### 避難情報の種類と避難のタイミング

#### 【警戒レベル3】 高齢者等避難

<とるべき行動> 避難に時間を要する施設利用者の避難を開始する段階



#### 【警戒レベル4】 避難指示

- ・ 災害が発生するおそれが高い状況
- ・ 対象地区内に居住する住民は全員避難行動をとる

<とるべき行動> 従業員や管理者の避難を開始する段階



#### 【警戒レベル5】 緊急安全確保

- ・ すでに災害が発生している状況

<とるべき行動> 命を守る最善の行動をとる段階

## IV. 避難情報を把握するには

避難に関する情報の入手方法は？

防災スピーカー



テレビ・ラジオ



広報車



緊急速報メール



# IV. 避難情報を把握するには

2024年3月 リニューアル!

## 名古屋市 防災アプリ

ぜひ  
ダウンロード!

安心がついて  
くるカモ!

防災啓発キャラクター  
クルカモ  
(親ガモ)



アスカモ  
(子ガモ)



アプリのダウンロードはこちらから!



iOSの方



Androidの方

特徴① 知りたい場所の災害リスク、  
避難場所がすぐ分かる!



特徴② マイ・タイムラインが  
作成できる!



災害リスクや避難場所、時  
系列での災害時の行動をま  
とめた「マイ・タイムライ  
ン(自分の避難計画)」を  
作成!



特徴③ 緊急の防災情報が  
プッシュ通知で届く!



特徴④ クイズ・動画で  
楽しく防災を学べる!



# 社会福祉施設の労働災害防止 に向けた取り組み

愛知 Aichi Labour Bureau  
労働局

「安全経営あいち®」の推進



安全経営あいち® &

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

プラスセーフ

**+Safe**

(経営に安全をプラス)

愛知労働局 労働基準部 安全課

# 介護労働者の腰痛・転倒対策に取り組みましょう

## 腰痛予防対策のポイント

- 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・定見措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

### 移乗介助

ベッドから車椅子への介助で、ベッドに座っている利用者を前屈みになって両脇を抱え、立たせようとしたところ、腰に痛みが生じた。



### 座り直し

車椅子に座っている利用者の座り直しをするため、利用者の脇に手を入れ、引き上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。



### 立ち上がり介助

利用者を前屈みになって両脇を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。



保健衛生業における  
腰痛の予防サイト

# 介護労働者の腰痛・転倒対策に取り組みましょう

(なし)

何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒

- 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 走らせない、急がせない仕組みづくり



職場3分  
エクササイズ



中災防 転倒  
予防セミナー



通路の段差につまずいて転倒

- 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
- 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起



設備、家具などに足を引っかけて転倒

- 設備、家具等の角の「見える化」



利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒

- 介助の周辺動作のときも焦らせない
- 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ



作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒

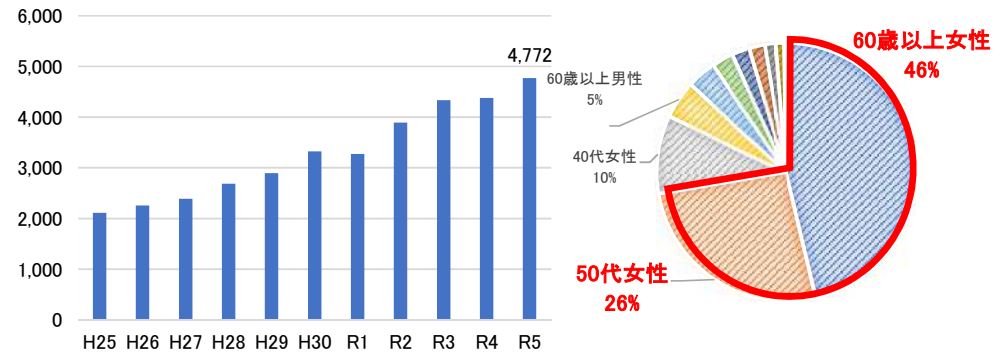
- 適切な通路の設定
- 敷地内駐車場の車止めの「見える化」



コードなどにつまずいて転倒

- 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

社会福祉施設での転倒災害は増加の一途 性別・年齢別内訳 (令和5年)



社会福祉施設での転倒災害による平均休業日数 (令和5年)

46.1日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

# 介護労働者の安全衛生対策を進めるために

## エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度(2024年度)版

### 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li> <li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li> <li>高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している</li> <li>対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし)</li> </ul>	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li> </ul>
補上助限率額	補助率：1/2	補助率：3/4	
	上限額：100万円 (消費税を除く)		上限額：30万円 (消費税を除く)



# 第14次労働災害防止推進計画

## 計画のねらい

### (1) 計画が目指す社会

自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現する。

### (2) 計画期間

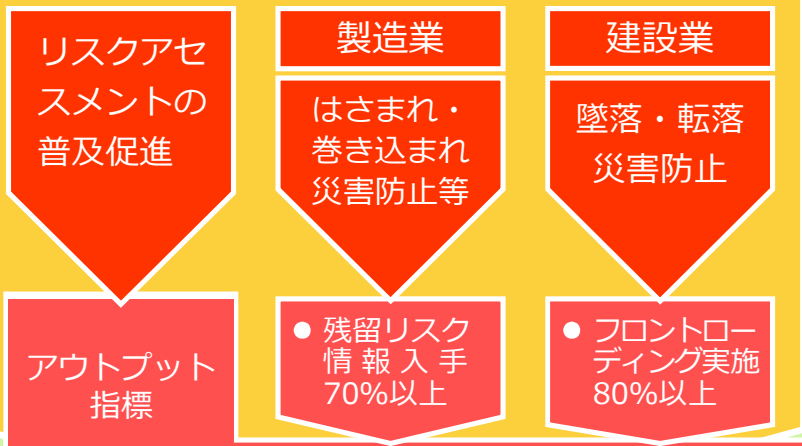
2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

### (3) 計画の目標

愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

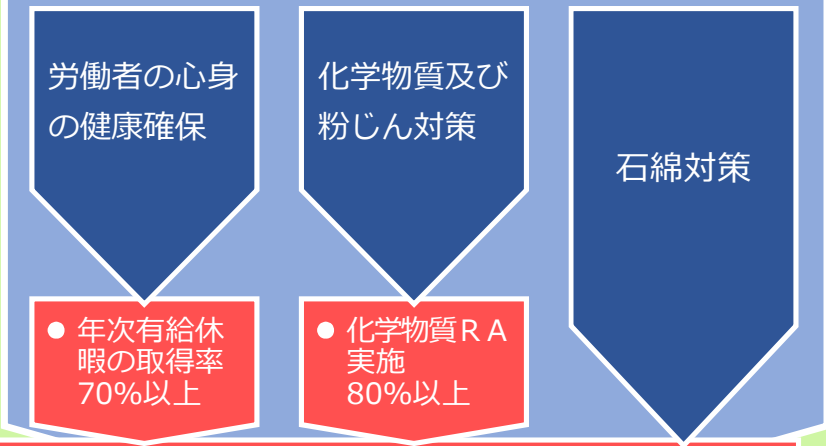
重篤な労働災害の防止



第三次産業



総合的な健康対策



● 「安全経営あいち賛同事業場」 2000事業場以上

アウトカム指標

- 製造業死亡災害 6人を下回る
- 建設業死亡災害 5人を下回る

- 工業中毒による死傷災害 7人を下回る
- 定期健康診断有所見率 上昇率0%以下とする

- 死亡災害 早期に、25人を下回る
- 死傷災害 増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずる

計画のねらい

- 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
- 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現

# ポジティブな安全管理へ

プラスセーフ  
+ Safe  
経営に安全をプラス

これまで

- 終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動



これから（既に）

- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少
- 知識・経験豊富な労働者の退職  
知見に頼る方法は限界に

## 第三次産業+Safe協議会とは

- 対象（次の主要3業種に対して各々設置）  
県内に多店舗（施設）展開する企業の本社または中核となる支店  
構成企業数、小売業協議会 10社、社会福祉施設協議会 11社、飲食店協議会 11社
- 協議内容  
各々の業種に特徴的な労働災害防止のための具体的手法と各店舗等での実施方法や実施にあたっての問題点の集約など

これまで、安全を確保するためには、作業がやりにくくなり、作業効率や生産性が低下し、余計なルールが作られ、結局作業ルールを無視して災害が発生するなど、負のスパイラルとなる例が散見されました。現場での作業等の源流（根源・その理由）に目を向け調査把握することは、安全性の向上と生産性等の向上が同義であることの理解を促進し、もって経営者の安全への前向きな取組を促すきっかけとなることを目指します。

# 安全衛生トピックス

## 1 「安全経営あいち」推進大会2024 を開催しました

事業運営と労働災害防止を一体的に捉える機運を醸成するため、令和7年1月27日にNiterra日本特殊陶業市民会館フォレストホールにて推進大会を開催しました。

安全経営あいちにご賛同いただき、経営と一体的に安全衛生管理を進めることで、企業価値を向上させる取組を紹介しました。

## 2 異業種交流会 を開催しました

業種の垣根を超えた異業種の交流事業として、①7月4日開催の愛知産業安全衛生大会で、「運ぶ」をテーマとした改善事例を展示しました。②11月19日にウインクあいちで開催する産業保健フォーラムの後に産業保健ラウンドテーブル（座談会）を開催し、各社の担当者と膝を突き合わせた意見・情報交換を行いました。

## 3 第三次産業の労働災害防止協議会の名称を「+Safe協議会」へ

増加を続ける第三次産業の労働災害防止のため、これまで愛知労働局が行ってきた第三次産業主要三業種（小売業・**社会福祉施設**・飲食店）に対する労働災害防止協議会の名称を「**+Safe協議会**」へ改称し、経営と一体となった安全管理の理解促進のため、寄添い型の支援体制を強化します。



+Safeとは？

# 安全衛生トピックス



## WEB 単独受講（1事業場ごと）

- 申込みいただいた事業場に、URL を通知します。リスクアセスメント等についての説明動画を、WEB にてご覧いただけます（料金不要）。
- 講義内容への質問は行えません。

## 受講要件

- リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。

## 受講準備

- 配信は YouTube で行います。YouTube を視聴可能な環境をご用意ください。
- 受講者を一堂に集めて受講させるか、URL を通知の上、分散して受講させるか等を定め、受講のために必要な手配を行ってください。

## 申込み

- あらかじめ受講日を決めた上で、WEB 申込みを行ってください。後日、URL を通知します。
- URL の通知は、期日を決めて行っているため、申込みから間が開く場合があります。ご了承ください。

出前講座受講の上  
で賛同登録を

詳しくは  
コチラ↓



安全経営あいち®  
リスクアセスメントを備えPQOBSMESH®につなげる。

賛同事業場  
登録証

安全経営あいち賛同事業場登録番号第 \_\_\_\_\_ 号  
登録年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

事業場名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

安全経営あいち賛同事業場であることを証します。

愛知労働局長

本登録により、裏面「通常使用権許諾書」のとおり、商標登録番号第 6662347 号及び第 6662349 号の商標権について、通常使用権を設定することを許諾します。

あいち安全経営本舗®  
株式会社あいち安全経営

# 身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン

～地域でくらすための身寄りのない人の入所・入院時等のそなえ～

名古屋市成年後見あんしんセンター

# 名古屋市権利擁護支援協議会における検討

## 「身元保証問題検討部会」の設置（令和3年3月～）

身元保証人等の不在によって不利益が生じているのではないか？

- ◆ 介護・福祉施設への入所や医療機関への入院、住宅入居時に身元保証人等を求められることが多い。
- ◆ 核家族化や単身化、少子化によって、家族や親族による支援が困難になってきている。



身元保証人等が不在であっても、本人の権利が擁護され、その人らしい生活が実現できる仕組みづくりが必要

# 身元保証人等に関する実態調査の実施

- (1) 調査方法：郵送法による調査票の郵送・回収
- (2) 調査時期：令和3年12月～令和4年1月
- (3) 調査対象：市内入所施設・医療機関、相談支援機関

## ①施設・医療機関

1,186ヶ所

回収率 42.2%

## ②相談支援機関

911ヶ所

回収率 51.0%



# 身元保証人等に関する実態調査の結果

- ◆ 入所・入院時に用いる「契約書（申込書・同意書等）」に本人の署名欄とは別に本人以外の署名を求めている  
(施設・医療機関 n501)

本人以外の署名を求めている 458ヶ所 91.4%

- ◆ 身元保証人等が不在の場合に入所・入院を拒まれたことがある  
(相談支援機関 n465)

入所・入院を拒まれたことがある 226ヶ所 48.6%

# 身元保証人等に関する実態調査の結果

- ◆ 身元保証人等に求める役割（機能） ※主なものを抜粋  
（施設・医療機関 n501）

求める役割（機能）	重要 ※すべて	最も重要 ※2つまで	合計
緊急連絡先	215	156	371
利用料・医療費の支払い	271	122	393
救急搬送、訪問診療外の受診 同行などの事実行為	275	66	341
死亡時の遺体・遺品の引き取り	322	39	361

# 身元保証人等に求められる役割（機能）

- ① サービス等利用契約、ケアプラン・支援計画・診療計画への同意
- ② 利用料や医療費の支払い等金銭管理
- ③ 必要物品の購入に関する事実行為
- ④ 医療機関の受診同行、入院時の手続き、医療同意の支援
- ⑤ 居室等の明け渡しや退所・退院支援
- ⑥ 遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等の死後事務

※「緊急連絡先」の役割は①～⑥それぞれの役割に含むこととして整理

# ガイドラインにおける対応の方向性

身寄りのない人

親族が全く存在しない方  
親族がいても疎遠な方



## 身元保証（家族機能）の社会化

- ◆ 入所・入院時に身元保証人等に求められている役割を包括的にではなく、6つの機能に分けて考える
- ◆ 意思決定支援の考え方に基づいて、本人を含めたチームで対応することを前提として、判断能力等に応じた対応を記載

- ① 本人の判断能力が十分な場合
- ② 本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合
- ③ 本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合

# 「私の気持ち応援シート」の活用

## 「私の気持ち応援シート」の目的

- ◆ 身寄りのない人等が施設入所や医療機関入院となった際に必要とされる役割について、本人以外の者が対応することを事前に想定
- ◆ 事前に役割分担を想定することで、身元保証人等が不在でも施設や医療機関が安心して支援ができることを目指す
- ◆ 本人にとっては、入所・入院時をイメージして、事前に“備える”行動を促進

## 私の気持ち応援シートの活用時期

在宅生活している間に、相談支援機関が関わる時からシートの活用を検討

## 私の気持ち応援シートの作成方法

- ◆ 本人を含めて、相談支援機関や支援者で協議しながら、役割ごとに支援方法や担当者、連絡先を記入し、見える化
- ◆ あくまで主役は本人で、本人の意思、タイミング、ペースを尊重しながら作成

# 「私の気持ち応援シート」様式

## 私の気持ち応援シート

あなたの万が一に備えて、必要と思われる支援内容に応じ、支援者とともに担うことを想定するためのシートです（身元保証人等に求められる役割を分けて整理しています）。あなたを含めた支援者のチームで協議した上で作成し、支援者と共有してください。

私の困り事	支援内容	支援方法・担当者など	今後の準備
① 福祉に関するサービス等の利用手続き	各種利用契約、介護・福祉サービス、診療計画の説明を聞き、本人の意思に基づき署名を行います。	連絡先:	
② 料金の支払いやお金の管理	本人の預貯金等から利用料や医療費の支払いを行います。	連絡先:	
③ 施設や病院で必要な物品の準備	施設入所・病院入院中に必要な物品の購入や準備に協力します。	連絡先:	
④ 病院受診や入院・手術等するときの手続き	医療機関の受診が必要になった場合の同行、入院等の手続き、本人の医療同意(対応の協議)に協力します。	連絡先:	エンディングノート: あり・なし
⑤ 退所や退院の手続き	施設・病院の居室の明け渡しや退所・退院先の確保に協力します。	連絡先:	
⑥ 亡くなった後の手続き	万一亡くなられた際の遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等のための連絡調整などに協力します。	連絡先:	
確認・共有事項 (私の思いなど)			

入所・入院時など必要に応じて、関係機関に本シートが情報提供されることに同意します。

作成年月日 20 年 月 日（次回見直し時期： ） 本人署名 \_\_\_\_\_

# ガイドラインの公表

## NAGOYAかいごネット（事業者向けページ）

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2023051200067/>

## ウェルネットなごや

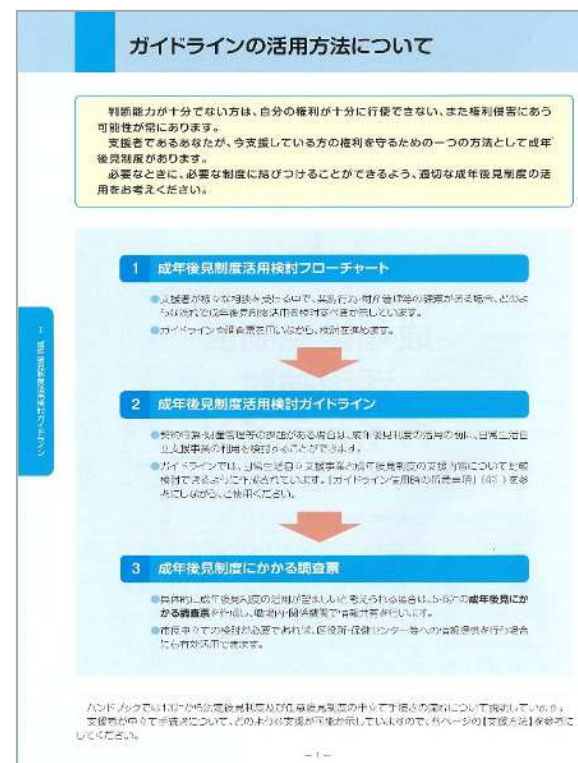
<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs/2023051200074/>

## 名古屋市成年後見あんしんセンター

<https://www.nagoya-seinenkouken.jp/content/guideline.php>

# [参考] 成年後見制度活用ハンドブック

- ◆ 支援者向けの制度や実務の解説書として発行
- ◆ 活用検討ガイドライン、調査票等のツールを掲載



支援者のための成年後見制度活用ハンドブック

<https://www.nagoya-seinenkouken.jp/content/publication.php>



名古屋市

令和6年度有料老人ホーム事業者向け

# BCP策定後の研修・訓練の実施方法等について

---

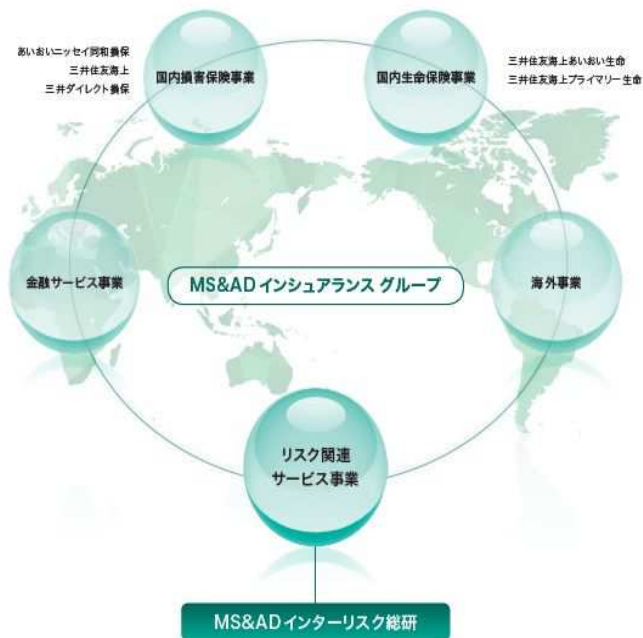
2025年1月16日

MS&ADインターリスク総研株式会社  
リスクコンサルティング本部  
リスクマネジメント第四部  
社会保障・医療福祉グループ  
上席コンサルタント 青木雅裕

**MS&AD** MS&ADインシュアランスグループ

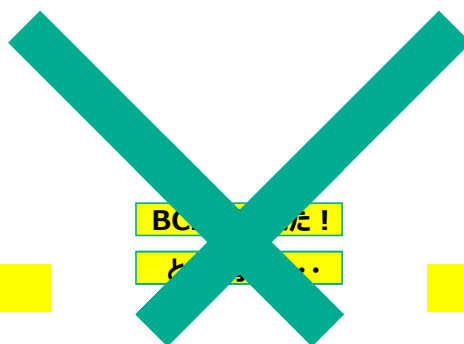
## 弊社の概要

商号	MS&ADインターリスク総研株式会社 (MS&AD InterRisk Research & Consulting, Inc.)
本社	東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス (10~11階)
株主	MS & AD インシュアランスグループホールディングス株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 MS & AD インシュアランスグループ各社
設立年月日	1993年（平成5）年1月4日
資本金	3億3,000万円
売上高	48億1,500万円（2022年4月1日~2023年3月31日）
取締役社長	一本木 真史
役職員数	410名（2024年4月1日現在、海外拠点含む）
事業概要	コンサルティング、受託調査研究、セミナーの開催/講師派遣、出版



年度	厚生労働省案件における実績（福祉分野）
令和元年度	社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業
令和2年度	介護サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）作成支援業務一式
	障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）作成支援業務一式

BCP策定完了



BCP策定完了!  
と、BCP策定完了!

BCP実行可能



BCPの

**研修方法の理解**

**訓練方法の理解**と、自施設で訓練を

実施する際の**具体的なイメージ構築**

**研修・訓練の実施**へつなげる



# 本講座の進め方

## Contents

**I** BCP研修・訓練のポイント

**II** 自然災害BCP訓練の演習例

**III** 感染症BCP訓練の演習例

まとめ



## **I** BCP研修・訓練のポイント

## II 自然災害BCP訓練の演習例

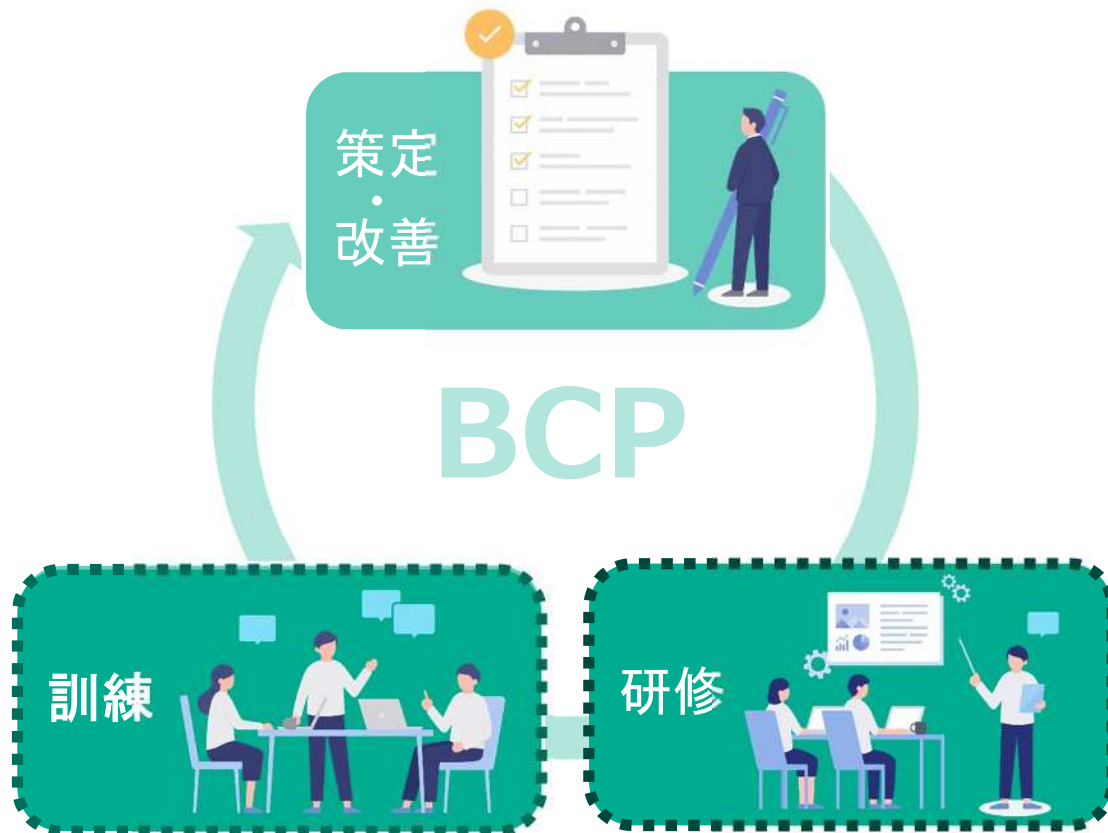
## III 感染症BCP訓練の演習例

まとめ

**研修の目的**は、自然災害、および感染症BCPの具体的な内容を、職員間で共有すること。

**訓練の目的**は、自然災害/感染症発生時に、迅速かつ適切に行動できるようにすること。

また、BCPをより実効性の高いものにするため、課題を洗い出し、BCPの改善につなげること



## ▶ 研修目的

例1) BCPを理解してもらう

例2) BCPに関連する知識や技術を身に付けてもらう

## ▶ 実施方法

講義、ワーク形式、オンデマンド、eラーニング等

## ▶ 訓練目的

例1) 策定されたBCPで迅速に行動できる

例2) BCPの課題を洗い出し、改善につなげる

## ▶ 実施方法

実動訓練、机上訓練、実動+机上訓練

## 名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針

### 8 有料老人ホーム事業の運営

#### (5) 業務継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、**感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。**

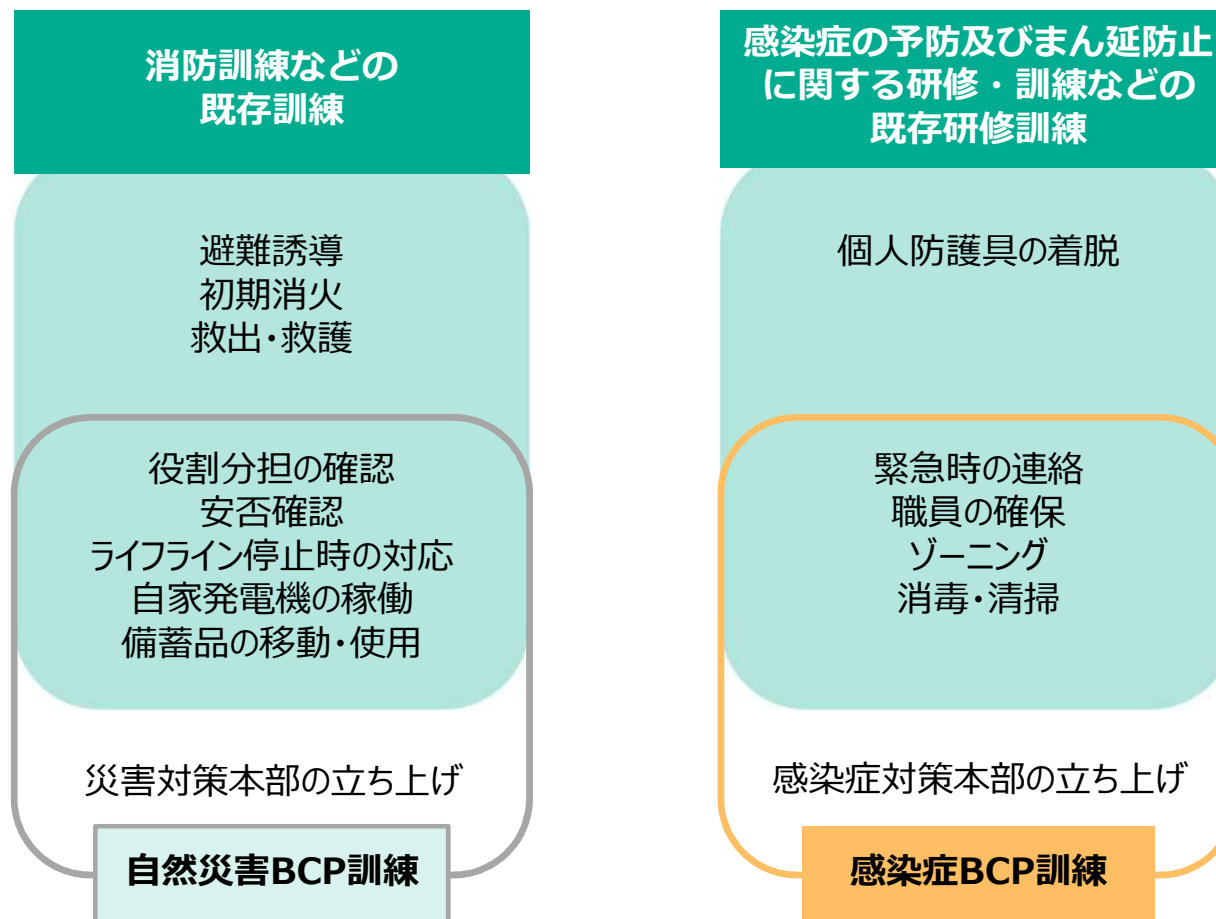
イ 職員に対し、業務継続計画について**周知**するとともに、必要な**研修及び訓練を年2回以上**実施すること。**新規採用時**には別に研修を実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、**他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。**

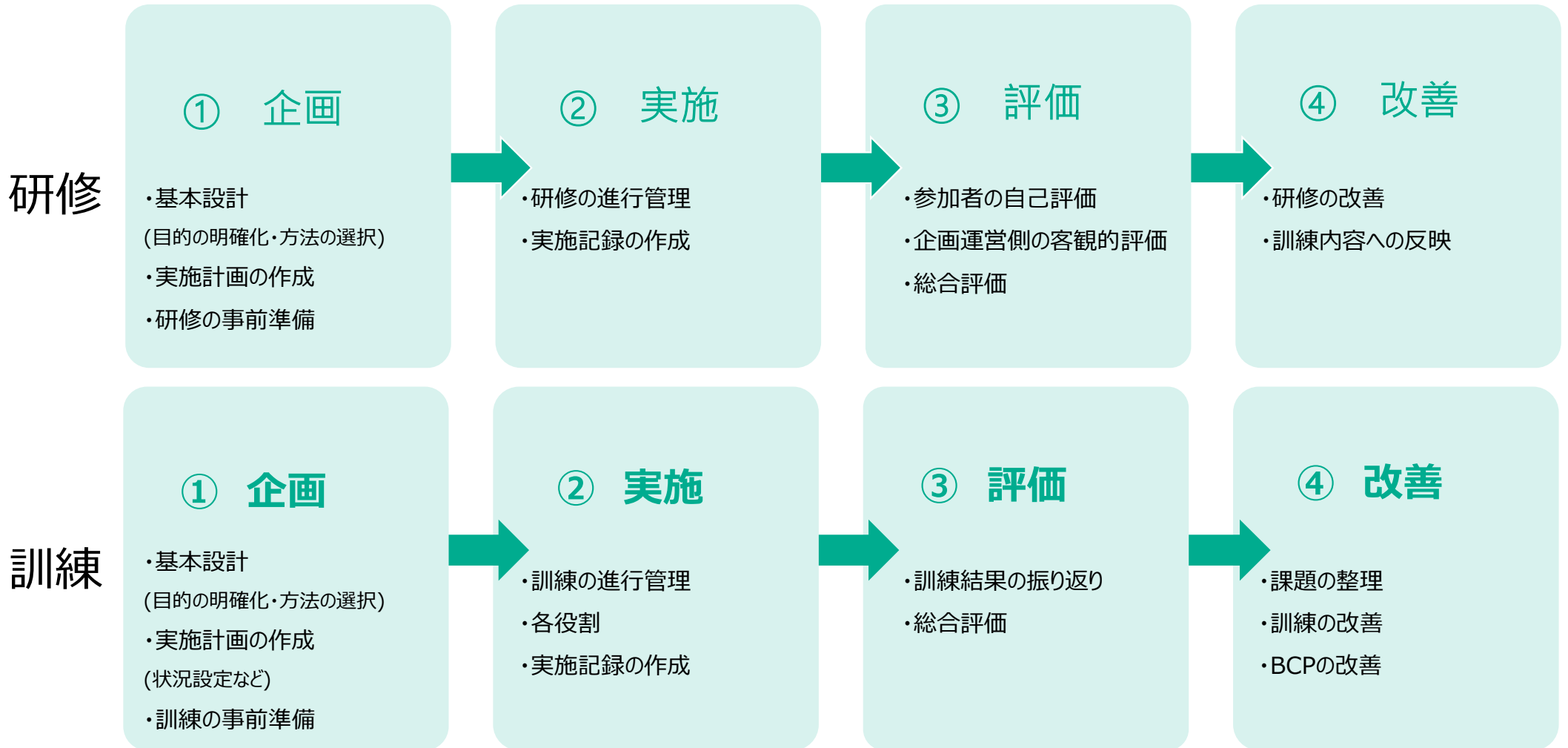
ウ **定期的に業務継続計画の見直し**を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。



### ▶ 既存研修・訓練と一体的な実施



# 研修・訓練の企画から実施後までの流れ



# ①研修・訓練の企画



研修企画で策定すべき項目とポイント

策定項目	ポイント
1 科目・テーマ	研修方針や年度の重点目標を念頭にテーマを設定する。
2 研修の目的	はじめに目的を短い文で箇条書きにしてみる。要点を明らかにすることが大事。
3 研修の到達目標	目的とともに、到達目標を必ず設定する。講師との打ち合わせが円滑になる。
4 日時	ローテーション職場では夜間開催が参加率を高める。その際、出席が勤務にあたるのか、自主参加かを明確にする。なお、OFF-JTは勤務として行う研修を指す。
5 会場	職場内の会議室等で行うのが一般的。研修内容や参加者数により、教室形式以外のレイアウトや茶菓子を用意する等、アットホームな雰囲気を出すことよい。
6 対象者	職場内の集合研修は、日常的な研修の機会が少ない非常勤職員やパート職員にとって有効。積極的に参加を促す仕組みを整えたい。
7 参加人数(規模)	職場内での集合研修は、参加者が顔見知りのこともあり、個性や役割(力関係)が固定化されている場合が多い。少人数の参加が多いので、全員が発言できる工夫が大切。
8 講師(指導者)	外部講師の場合は、緊急連絡先(携帯電話番号)を必ず聞いておく。外部講師を招いた研修はP43を参照。
9 タイムテーブル	60分に1度は休憩をプログラムに入れたい。勤務明けは疲れているため、リラックスして受講できる配慮が大切。
10 活用する研修技法(具体例はP40、41参照)	研修目的を実現するために効果的な研修技法を組み合わせる。講義法の他にグループ討議等の参加型技法を組み合わせると意欲が維持できる。
11 費用(講師謝金等)	講師謝金は法人の報酬基準を決めておく。
12 教材、教具	外部講師の場合は、用意するのは講師か主催者(事業所)か等の役割分担を確認する。
13 評価・フォローアップの方法	参加者アンケートで受講者の習得度を測る。後日、上司コメントを得ることや発表会を行うことも方法。
14 担当者	事務担当者を明確にする。

## ▶ 研修目的の明確化

- 誰に？何を？学んでほしいのか？

例) レベル1 : BCPの概念概要の理解  
 施設のどこにBCPが置いてあるのか  
 報告ルート・報告基準の理解  
 レベル2 : BCPの初動対応の理解  
 優先業務の理解

## ▶ 訓練目的の明確化

- 誰に？何を？学んでほしいのか？
- どのような行動をできるようになってほしいのか？

例) レベル1 : 決められたことを確実にできるようにする  
 (BCPの範囲内)  
 レベル2 : やるべきことを柔軟に発想できるようにする  
 (BCPの範囲外)

# ①研修・訓練の企画

研修技法	概要	長所	短所
講義法	知識や情報を修得する	効率よく知識を習得できる	単調になりがちである
討議法	問題解決能力等を養う	主体的な参加で気づきが得られる	知識の習得の効率性は劣る
理解促進討議法	テストと討議で、原理原則の理解を深める	討議法より知識の習得や気づきに優れている	テスト問題を作る手間がかかる
事例研究法	事例討議で疑似体験や原理原則を確認する	課題分析に優れている	事例を考える手間がかかる
ロールプレイング	基本動作や応用動作等の技術向上を図る	動作確認に優れている	知識の習得には不向きである
研修ゲーム	ゲームを通じて、体験的に技術向上を図る(手法は次頁を参照)	体験による満足感が高い	ゲームを自前で作るのは難しい
自己診断法	チェックリスト等を活用して、自己認知を深める	客観的に理解できる	チェックリスト作成は手間がかかる
その他の技法	見学、実習等		

【研修技法を組み合わせた研修形態の例】

1	オリエンテーション	基礎講義	個人ワーク ・課題を分析(自己診断法・事例研究法など使用)	グループワーク ・個人ワークの結果を持ち寄り討議	まとめ	【講義先行A型】 講義で効率的に知識を習得し、ワークで具体化。基本的な形態。
2	オリエンテーション	基礎講義	グループワーク	個人ワーク ・討議結果を受けて個人でまとめる	まとめ	【講義先行B型】 講義の後、討議で課題を浮き彫りにして、個人ワークでまとめる。
3	オリエンテーション	グループワーク ・具体的な取り組みを交換	個人ワーク ・討議結果を受けて個人でまとめる	講義 ・課題整理、まとめの講義	まとめ	【ワーク先行型】 難解なテーマのときに有効。体験から抽象化し理解に至る形態。
4	オリエンテーション	個人ワーク ・振り返り	講義 ・具体的な講義を心がける	グループワーク ・討議で理解を深める	まとめ	【内省先行型】 研修意識が低い時や馴染みのないテーマを扱う場合に有効。

## ▶ 研修方法の選択

- 研修の目的やねらい、テーマの難易度、参加者のレベル・意欲、参加人数等に応じて**研修技法を組み合わせる**

## ▶ 訓練方法の選択

- “目的” + “参加者のBCPに関する習熟度”に適した方法を選択する

例) 実動訓練      机上訓練      実動 + 机上訓練の組み合わせ



## ▶ 訓練方法の選択 (つづき)

- 各訓練方法の特徴

	実動訓練	机上訓練
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害においては対策本部の立ち上げ、感染症においてはゾーニング等、実際に人や物を動かして実施する訓練</li> <li>現場において実際に練習を行い、技術の習得・習熟を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口頭や文書により机上で進行する訓練</li> <li>状況を想定したシナリオに沿って、情報共有や意思決定等ができるか検討</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際にかかる時間等、机上訓練では見えない課題の明確化ができる</li> <li>対応方法により実際の習得・習熟が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最小限のメンバーで実施可能</li> <li>短時間で多くの項目の検討ができる</li> </ul>
適する目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の状況や実際にかかる時間等、机上訓練では見えない課題の明確化</li> <li>現場での対応方法の習得・習熟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定したBCPの確認及び改善</li> <li>BCPの手順の理解</li> <li>災害/感染症発生時への意識の醸成</li> </ul>
内容と方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の立ち上げ</li> <li>緊急連絡網訓練等、発生場面を設定した一連の対応訓練</li> <li>感染症BCPの場合は、感染者発生時の隔離方法、ゾーニングの実施訓練 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者、職員の安全確保・安否確認</li> <li>時系列での役割分担の確認</li> <li>計画の手順や優先順位の確認</li> <li>具体的な場面設定や想定の下、計画の実施可否の検討 等</li> </ul>

### ▶ 進行

- 進行具合に気を配る
- 参加者の反応を確認しながら進行する

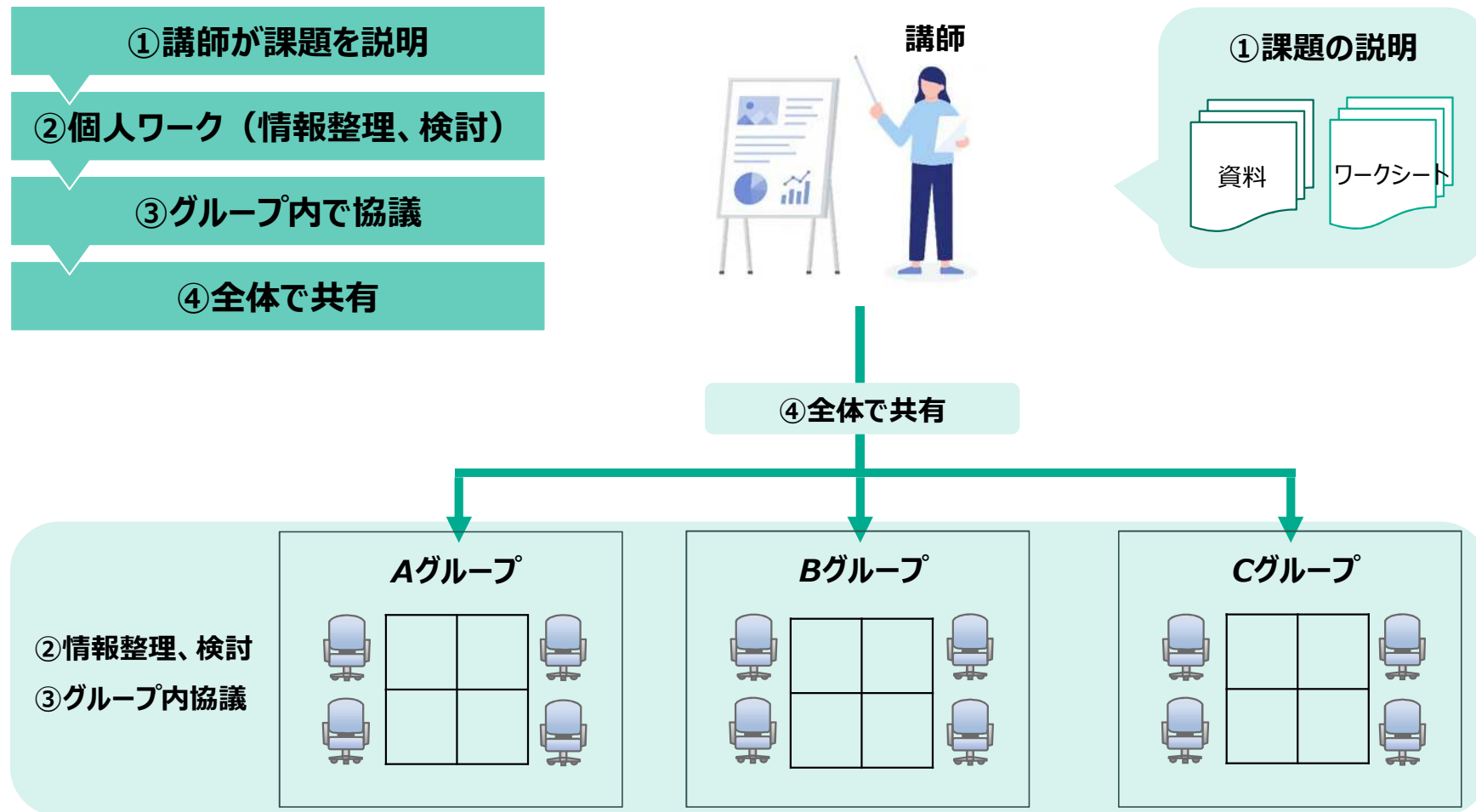


### ▶ 実施記録

- 実施内容の記録を残し、適切に保管する



## ②研修・訓練の実施（机上訓練\_ワークショップ訓練）



### 参加者による自己評価

研修・訓練目的の達成度について、参加者自身が評価

→定量的(点数化)方法と、定性的(自由記述)方法を目的に応じて効果的に活用する。

研修・訓練方法や内容に関する評価も得る

### 企画運営側による客観的評価

研修・訓練目的の達成度について、客観的に評価

→研修・訓練中の参加者の様子  
→確認テスト等、定量的・定性的評価の活用

研修・訓練方法や内容に関する評価も行う

総合評価



### ▶ 訓練結果の振り返り

- 訓練終了時に参加者全員で意見交換する  
→決まった形式はなく、自由に発言できるように進める
- 訓練内の対応について、他グループの発表も踏まえBCPの改善の余地を検討する  
→外部の専門家等の活用も有用
- 訓練自体の評価、検証も行う  
→次回の訓練につなげる

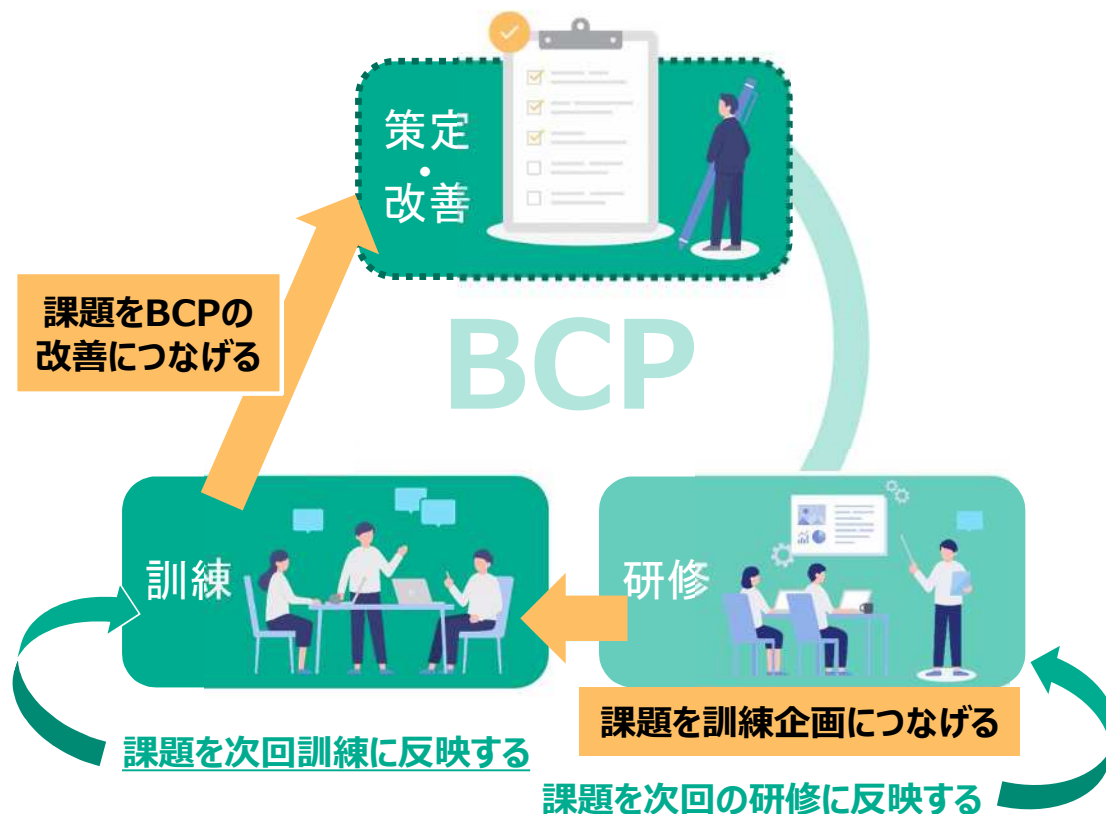
### ▶ 総合評価

- **参加者の自己評価**：定量的(点数化)方法と、定性的(自由記述)方法がある  
集計後の目的や活用方法に照らして項目を設定する
- **企画・運営側の客観的評価**：訓練目的やテーマの達成状況に対する評価と、参加者の行動に対する評価などがある
- **訓練結果の比較**：評価指標を統一することで、前回(または次回)の訓練結果や他訓練との比較も可能



**BCPの課題の抽出**

## ④ 研修・訓練の改善



### ▶ 研修の改善

- 評価で得られた課題を整理する
- 課題をどのように改善するかを明確にし、**次回の研修に反映する**
- 課題をどのように反映するかを明確にし、**訓練企画につなげる**

### ▶ 訓練の改善

- 訓練自体の課題は、担当者内でどのように対応するか明確にし、次回訓練企画に反映する

### ▶ BCPの改善

- 課題点についての対策は、**優先順位**をつけ、**いつ、誰が実施するか**を明確に計画し、**進捗管理**する  
→着実に対策が進められる運用体制を築くことが重要
- **対策を講じた項目は次回の訓練で対策が十分か検証する**

I BCP研修・訓練のポイント

**II 自然災害BCP訓練の演習例**

III 感染症BCP訓練の演習例

まとめ

### ワーク内容

#### “地震発生後において、各業務の具体的な継続方法をシミュレーションしましょう”

13時30分に大地震が発生し、2時間が経過しています。徐々に被害の状況が明らかになってきました。

□日時：1月16日（木）の15:30

□震度：最大震度7（複数の市区町村） □名古屋市内の震度：6弱

□ライフライン

◆電力：停電 ◆上水道：断水 ◆下水道：使用不可 ◆都市ガス：供給停止

◆電話：キャリアによる通信制限により非常につながりにくい状態。SNSによる通信は可能

◆鉄道：運転見合わせ

### 検討事項

業務継続(実施)方法を検討してください。

平時と異なる点を意識しながら、「どのように」という手順をできるだけ具体的に考えてください。

#### ● 非常時における食事の提供



### ● 非常時における食事の提供

- 電気・水道・ガスが止まっていますが、調理・配膳はどのように行いますか？
- 食形態に合わせた食事の提供・介助は可能でしょうか？
- 備蓄の量はどれくらい必要でしょうか？

※電力について、自家発電機を施設に有しており、懐中電灯も各階に配備済みであったため、照明は確保できているという想定で議論を行ってください



## 振り返り

今回の演習では以下について訓練の演習を行いました。

- ・非常時における食事の提供

### 演習 1 (グループワーク)

- ・現状のBCPで対応は可能でしたか？ 課題はありましたか？



### 演習 1 発表・共有

- ・どんな意見がグループで出たのかを全体に共有しましょう。



I BCP研修・訓練のポイント

II 自然災害BCP訓練の演習例

**III 感染症BCP訓練の演習例**

まとめ

## ワーク内容

**“利用者が新興感染症に感染した場合における各業務の具体的な継続方法をシミュレーションしましょう”**

□日時：1月16日（木）の9:30

新興感染症の流行下で、ユニットAの利用者Yさん及び複数の職員が体調不良を訴えており、症状からも新興感染症の可能性が高いと考えられ、検査を実施したところ、陽性であることが分かりました。

## 検討事項

業務継続（実施）方法を検討してください。

**平時と異なる点を意識しながら**、「どのように」という手順をできるだけ具体的に考えてください。

### ● 関係者への連絡





### ● 関係者への連絡

- どのような連絡先があるでしょうか
- それぞれの連絡先に、どのような方法で、どのような内容を連絡しますか
- 連絡をするタイミングや担当者は決まっているでしょうか



今回の演習では以下について訓練の演習を行いました。

- 関係者への連絡

### 演習 2 (グループワーク)

・現状のBCPで対応は可能でしたか？ 課題はありましたか？



### 演習 2 発表・共有

・どんな意見がグループで出たのかを全体に共有しましょう。



別添

### 新型コロナウイルス感染症 感染者発生シミュレーション ～机上訓練シナリオ～

厚生労働省老健局



### 問 1. 感染者発生

- ▶ 2日前から体調不良で休んでいる職員Aさんから、新型コロナウイルスの検査が陽性だったと連絡が来ました。何をする必要がありますか？
  - ▶ 連絡を受けた人はどうしたらよいですか？
  - ▶ 施設長は何をしたらよいですか？

### 【解説】問 1. 感染者発生

- ▶ 感染者が発生したときに重要なのは、個人情報等にも十分配慮の上、その情報が必要な関係者に速やかに共有されることです。
  - ▶ 連絡を受けた人は責任者や施設長に速やかに情報を共有します。
  - ▶ 施設長は、保健所への連絡、監督庁への連絡、施設内職員への連絡、入所者・家族への連絡等がきちんと行われるよう指示します。
  - ▶ このような事案が起こった際にどのように対応するか、どのようなルートで連絡するか、各対応を行うときに誰がキーパーソンとなるかをあらかじめ検討しておきましょう。
  - ▶ 感染症に関する事項は保健所からの指示に従います。
- ▶ さらに、施設内でその他の体調不良者がいないかもチェックしておきましょう。
- ▶ もし職員Aさんに連絡がつくようなら、わかる範囲で直近の施設内の接触者や利用場所を把握するようにしましょう。可能な範囲で消毒を実施することも考慮されます。
- ▶ 症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入退した者等の記録を準備しておくこと、保健所が行う積極的疫学調査が円滑になることが期待されます。

I BCP研修・訓練のポイント

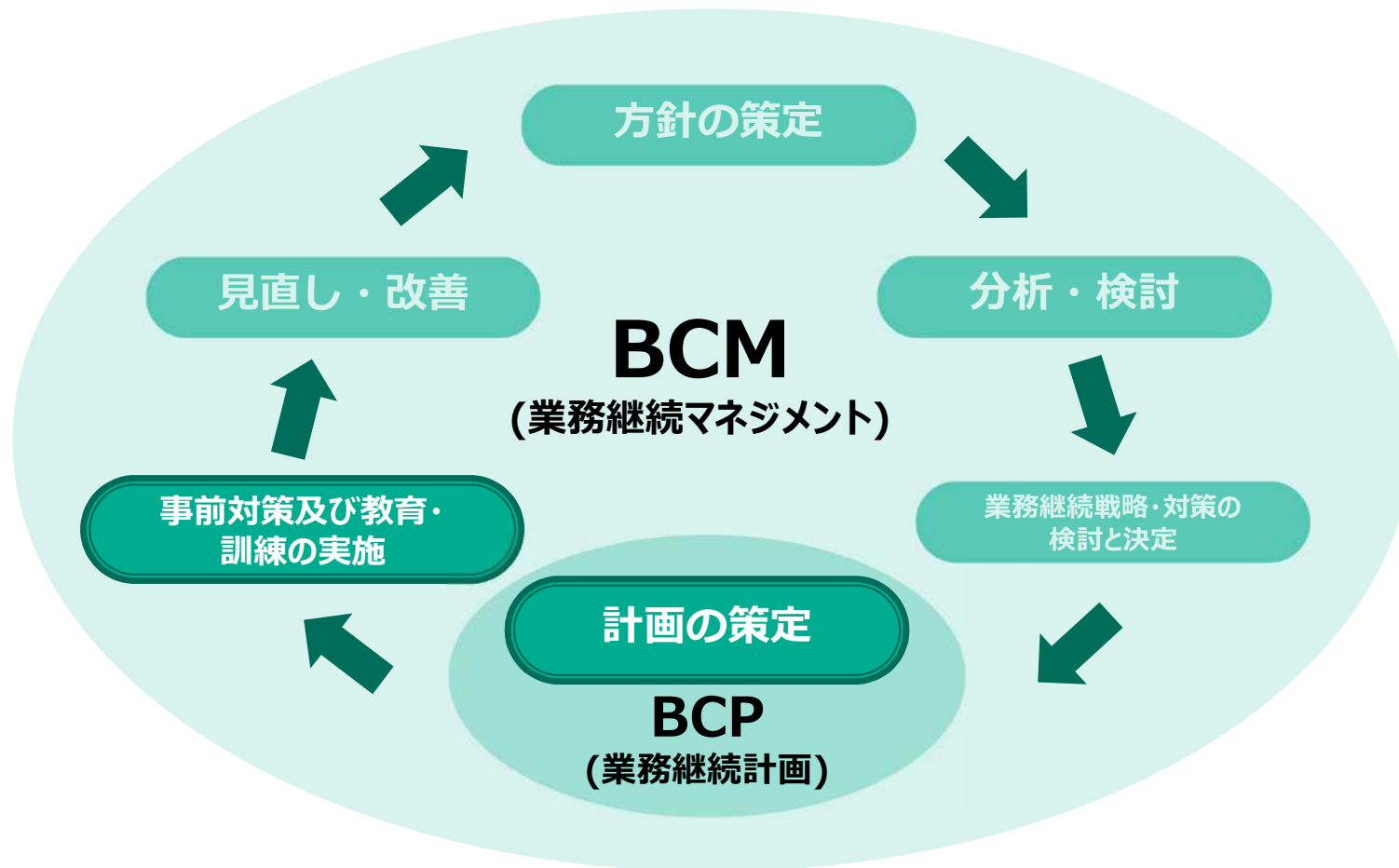
II 自然災害BCP訓練の演習例

III 感染症BCP訓練の演習例

まとめ

## まとめ

業務継続の取組みはBCPだけでなく、BCM(Business Continuity Management)のプロセスを繰り返すことによりレベル向上を図っていくことが重要です。





BCPの

**研修方法の理解**

**訓練方法の理解**と、自施設で訓練を

実施する際の**具体的なイメージ構築**

**研修・訓練の実施**へつなげる

# BCP机上訓練 【参考】

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

カスタム検索

検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) 作成支援に関する研修

## 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) 作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画 (令和3年度) を掲載しましたのでご覧ください。研修時の資料と作成手順の研修動画 (令和3年度) を掲載しましたのでご覧ください。研修時の資料と作成手順の研修動画 (令和3年度) を掲載しましたのでご覧ください。

### ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<感染症編>

● 感染症発生時の業務継続ガイドライン [2.7MB] ⊞

● 感染症対応 (入所系) [99KB] ⊞

● 感染症対応 (通所系) [99KB] ⊞

● 感染症対応 (訪問系) [99KB] ⊞

● 感染症対応 (居宅介護) [99KB] ⊞

【例示入り】<R5年度>

● 感染症対応 (入所系) [1.3MB] ⊞

● 感染症対応 (入所系) [1.3KB] ⊞

● 感染症対応 (通所系) [1.4MB] ⊞

● 感染症対応 (通所系) [1.4KB] ⊞

● 感染症対応 (訪問系) [1.4MB] ⊞

● 感染症対応 (訪問系) [1.4KB] ⊞

● 感染症対応 (居宅介護) [1.3KB] ⊞

● 感染症対応 (居宅介護) [1.3KB] ⊞

<自然災害編>

● 自然災害発生時の業務継続ガイドライン [2.6MB] ⊞

● 自然災害対応 (入所系) [104KB] ⊞

【例示入り】<R5年度>

● 自然災害対応 (入所系) [1.7MB] ⊞

● 自然災害対応 (通所系) [2.8KB] ⊞

● 自然災害対応 (通所系) [2.8KB] ⊞

● 自然災害対応 (サービス提供) [1.7KB] ⊞

● 自然災害対応 (サービス提供) [1.7KB] ⊞

### 動画の構成

ひな形 (例示入り) を活用した BCPの作り方の解説	作成したBCPを役立つものにするための机上訓練の解説
1. BCP作成 (入所系)	5. 机上訓練 (入所系)
2. BCP作成 (通所系)	6. 机上訓練 (通所系)
3. BCP作成 (訪問系)	7. 机上訓練 (訪問系)
4. BCP作成 (居宅介護)	8. 机上訓練 (居宅介護)

※項目をクリックするとページ内の動画に移転します。



## 動画の構成

ひな形 (例示入り) を活用した BCPの作り方の解説	作成したBCPを役立つものにするための机上訓練の解説
1. BCP作成 (入所系)	5. 机上訓練 (入所系)
2. BCP作成 (通所系)	6. 机上訓練 (通所系)
3. BCP作成 (訪問系)	7. 机上訓練 (訪問系)
4. BCP作成 (居宅介護)	8. 机上訓練 (居宅介護)

出典：厚生労働省ホームページ

> 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) 作成支援に関する研修  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

**MS&AD**

## **MS&AD Insurance Group**

### **MS&ADインターリスク総研株式会社**

リスクコンサルティング本部  
リスクマネジメント第四部  
社会保障・医療福祉グループ

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105

Tel : 03-5296-8976

<http://www.irric.co.jp>



# 連絡事項

## 連絡事項①

• 講習会動画の視聴後、施設ごとにWebアンケートのご回答をお願いいたします。アンケートの提出によって、講習会への参加を確認させていただきます。(同一法人の施設につきましては、施設ごとにご回答をお願いいたします。)

• アンケートページへは、

①NAGOYAかいごネットの記事に記載されたURL

②講習会動画 (YouTube) の概要欄に記載されたURL

のいずれかの方法で入っていただき、ご回答ください。

(Webアンケート回答期限：令和7年3月7日 (金) まで)

## 連絡事項②

- 講習会動画は、視聴者側からのコメント機能はございません。
- 講習会の内容等についてご質問がある場合は、各担当部署まで直接お問い合わせください。